

令和4年度

集団指導資料

児童発達支援・放課後等デイサービス

居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援

Ⅱ 個別編

令和5年3月

倉敷市保健福祉局

指導監査課

社会福祉部障がい福祉課事業所指導室

目 次

Ⅱ－１	令和５年４月施行省令改正について-----	1
Ⅱ－２	主な指摘事項について	
1	基本原則について-----	5
2	人員及び設備に関する基準について-----	6
3	運営に関する基準について-----	11
4	届出手続きの運用及び報酬の算定に関する事項について-----	33
Ⅱ－３	参考資料-----	62

1 令和5年4月施行省令改正について

- 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布され、児童福祉施設の基準の改正が行われました。
- そのため、この改正内容を、令和5年4月に、倉敷市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例及び倉敷市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する規則に反映する予定です。

【改正項目】

- | |
|---|
| ① インクルーシブ保育を可能とするための人員基準の緩和
懲戒に係る権限濫用禁止の条項削除（児童発達支援センター） |
| ② 安全計画の策定等の義務化 |
| ③ 自動車を運行する場合の所在確認
送迎用自動車のブザー等装備 |

① インクルーシブ保育を可能とするための人員基準の緩和

懲戒に係る権限濫用禁止の条項削除（児童発達支援センター）

【概要】

保育所等の児童と児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、児童発達支援事業所の障害児の支援に直接従事する職員を、保育所等の児童の保育に併せて従事させることを可能とするもの

児童虐待の防止を図る観点から、施設の長等による“懲戒権”を定めた規定が削除されたことに伴い、児童等に対する懲戒を行う場合の権限濫用の禁止を定めた条項を削除するもの

【改正内容】

- ① 児童発達支援事業所の職員を活用したインクルーシブ保育が行えるよう児童発達支援事業所の職員の専従要件を見直すもの

<改正前>

児童発達支援事業所において、直接支援職員には専従規定が設けられているため、保育所との兼務は認められない。

<改正後>

児童発達支援事業所の直接支援職員について、障害児の支援に支障がない場合に限り、保育所との兼務を認める。

- ② 民法の一部改正により親権者の懲戒権が廃止されたことに伴い、関係規定（児童発達支援センターの管理者の懲戒権の濫用禁止）を削除

※施行日は公布の日

→ この改正により、児童発達支援の利用児童と保育所の利用児童が保育所の保育室等で一緒に過ごす時間を持ち、一体的に保育・支援を受けられるようになります。

・令和4年12月26日事務連絡「保育所等におけるインクルーシブ保育に関する留意事項等について」

② 安全計画の策定等の義務化

【概要】

保育所等における重大事故が繰り返し発生している状況を踏まえ、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の改正が行われ、児童発達支援事業者に対して、障害児の安全の確保を図るため、事業所ごとに、必要な措置を講じることを義務付けるため規則を改正するもの

【改正内容】

事業者には義務付けられる基準上の取組み

- 1 安全計画策定
- 2 研修及び訓練の定期的な実施
- 3 保護者に対し安全計画に基づく取組の内容について周知
- 4 定期的な安全計画の見直し

→ ①設備の安全点検の実施に関する事、②従業者や児童に対し事業所内でのサービス提供時はもちろん、散歩等の事業所外活動時や、事業所等が独自にバス等による送迎サービスを実施している場合におけるバス等での運行時など事業所外での活動、取組等においても、安全確保ができるために行う指導に関する事、③安全確保に係る取組等を確実に行うための従業者への研修や訓練に関する事などを計画的に行うためのものであること等の取組みが想定されます。

※ 経過措置により、令和6年3月31日までは努力義務

→ 具体的な対応については、後日、国から示される予定です。別途、お知らせしますので、各事業所においてご確認をお願いします。

③ 自動車を運行する場合の所在確認

送迎用自動車のブザー等装備安全装置設置

【概要】

令和4年9月に静岡県において発生した認定こども園における児童の送迎バスへの置き去り事案を受け、バス送迎時の安全管理の徹底に係る取組を義務化するもの

【改正内容】 ①は全サービス、②は児発放デイのみ

① 自動車を運行する場合の所在確認

園児等の通所や園外活動等のために自動車を運行する場合、園児等の自動車への乗降車の際に、点呼等の方法により園児の所在を確認すること。

② 送迎用自動車のブザー等安全装置の設置

通所用の自動車を運行する場合は、当該自動車にブザーその他の車内の園児等の見落としを防止する安全装置を設置し、当該装置を用いて、降車時の所在確認をすること。

・ 日常的に通所のために運行している自動車のうち、座席が2列以下の自動車を除く、全ての自動車が原則として安全装置設置に係る義務付けの対象となる。

→本市では、令和5年度予算で、安全装置を設置する経費に対する補助事業を計上しており、令和5年度中に国土交通省ガイドラインを満たす安全装置を設置する際には、17.5万円までを上限とした実費に対する定額補助を行う予定（事業実施について後日改めて周知する。）

※ 法令上の直接的な規定の有無にかかわらず、徹底すべきであり、置き去りが生じないよう徹底されたいこと

※ ブザーその他の車内の園児の見落としを防止する装置を備えることが困難である場合は、令和6年3月31日までの間、車内の児童の所在の見落としを防止するための代替的な措置を講ずることとして差し支えないこととする

- ・ 令和4年12月28日社会・援護局障害保健福祉部長通知「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令について」
- ・ こどものバス送迎・安全徹底マニュアル（内閣府）
- ・ 送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン
- ・ 送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドラインの対象となる装置（国土交通省）※内閣府ホームページで安全装置リスト公表あり

2 主な指摘事項について

1 基本原則

(指定障害児通所支援事業者等の一般原則) 市条例 ※基準は児童発達支援を引用

- 第3条 指定障害児通所支援事業者等（共生型障害児通所支援の事業を行う者（以下「共生型障害児通所支援事業者」という。）及び基準該当通所支援の事業を行う者（以下「基準該当通所支援事業者」という。）を含む。以下この章において同じ。）は、通所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（第19条において「通所支援計画」という。）を作成し、これに基づき障害児に対して指定通所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定通所支援を提供しなければならない。
- 2 指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定通所支援の提供に努めなければならない。
 - 3 指定障害児通所支援事業者等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、関係自治体、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービス（以下「障害福祉サービス」という。）を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。
 - 4 指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し研修を実施する等必要な措置を講じなければならない。

《主な指摘事項》

- サービス提供開始後に、個別支援計画が作成され、説明同意日もサービス提供後である。
- 利用者の人権の擁護、虐待防止等のための従業者に対する研修が実施されていなかった。

暫定的な内容であっても、サービス提供開始日までに当該利用者の個別支援計画を作成し、また、保護者及び障害児に当該計画について説明し、書面によりその同意を得た後に、当該計画に基づき支援を行ってください。

なお、暫定的な個別支援計画を作成した場合は、早期にモニタリング（継続的なアセスメントを含む。）を実施し、当該計画の見直しを行い、必要に応じて、個別支援計画の変更を行ってください。

2 人員及び設備に関する基準について

(従業者の員数) 市条例

第12条 指定児童発達支援事業者が指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。以下この条において同じ。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 児童指導員（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第21条第6項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。）又は保育士 指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上

ア 障害児の数が10までのもの 2以上

イ 障害児の数が10を超えるもの 2に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

(2) 児童発達支援管理責任者（障害児通所支援の提供の管理を行う者として規則で定めるものをいう。以下同じ。） 1以上

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むために必要な機能訓練を行う場合は機能訓練担当職員（日常生活を営むために必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰(かくたん)吸引その他規則で定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合は看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、看護職員を置かないことができる。

(1) 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合

(2) 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等（同法第2条第2項に規定する喀痰吸引等をいう。次条及び第38条において同じ。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務（同法第48条の3第1項に規定する喀痰吸引等業務をいう。次条及び第38条において同じ。）を行う場合

(3) 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為（同法附則第3条第1項に規定する特定行為をいう。次条及び第38条において同じ。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法附則第20条第1項に規定する特定行為業務をいう。次条及び第38条において同じ。）を行う場合

3 前項の規定に基づき、機能訓練担当職員又は看護職員（以下この条、次条及び第38条において「機能訓練担当職員等」という。）を置いた場合において、当該機能訓練担当職員等が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる場合は、当該

機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。

- 4 第1項から前項までの規定にかかわらず、主として重症心身障害児（法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）を通わせる指定児童発達支援事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むために必要な機能訓練を行わない時間帯については、第4号の機能訓練担当職員を置かないことができる。
 - (1) 嘱託医 1以上
 - (2) 看護職員 1以上
 - (3) 児童指導員又は保育士 1以上
 - (4) 機能訓練担当職員 1以上
 - (5) 児童発達支援管理責任者 1以上
- 5 第1項第1号及び第3項の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。
- 6 第1項第1号の児童指導員又は保育士のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
- 7 第3項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第1号の児童指導員又は保育士の合計数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。
- 8 第1項第2号の児童発達支援管理責任者のうち、1人以上は、専任かつ常勤でなければならない。

令和5年3月31日まで経過措置あり

※現に指定を受けている指定児童発達支援事業者及び指定放課後等デイサービス事業者並びに現に基準を満たしている基準該当児童発達支援事業者及び基準該当放課後等デイサービス事業者については、令和5年3月31日までの間は、児童指導員又は保育士の合計数に障害福祉サービス経験者を含められるものとする。

(設備) 市条例

- 第16条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）には、指導訓練室のほか、指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。
- 2 前項の指導訓練室には、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。
 - 3 第1項の設備及び備品等は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

○児童発達支援（児童発達支援センター以外）

○放課後等デイサービス

人員基準	従業者	児童指導員又は保育士	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1人以上は常勤 ・ 半数以上が児童指導員又は保育士 ・ 合計数が以下の区分に応じてそれぞれに定める数以上 ① 障害児の数が10人まで 2以上 ② 10人を超えるもの 2に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 ※サービス提供時間帯を通じて配置
		児童発達支援管理責任者	1人以上（1人以上は専任かつ常勤）
		機能訓練担当職員	機能訓練を行う場合
	管理者	事業所ごとに専らその職務に従事する者（支障がない場合は他の職務との兼務可）	
設備基準	指導訓練室のほか、提供に必要な設備及び備品等 機能訓練室は訓練に必要な機械器具等 専ら事業の用に供すること		

定員10人以上

※主たる対象が重症心身障害児の場合、

- (1) 嘱託医 1以上
- (2) 看護職員 1以上
- (3) 児童指導員又は保育士 1以上
- (4) 機能訓練担当職員 1以上
- (5) 児童発達支援管理責任者 1以上

○居宅訪問型児童発達支援

人員基準	従業者	訪問支援員	事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数 ・障害児について介護、訓練等を行う業務その他の業務に3年以上従事した理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員又は保育士等
		児童発達支援管理責任者	1人以上（1人以上は専任かつ常勤）
	管理者	事業所ごとに専らその職務に従事する者（ただし、訪問支援員及び児童発達支援管理責任者を兼務する場合を除き、支障がない場合は、他の職務との兼務可）	
設備基準	必要な広さを有する専用の区画のほか提供に必要な設備及び備品等専ら事業の用に供すること		

○保育所等訪問支援

人員基準	従業者	訪問支援員	事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数
		児童発達支援管理責任者	1人以上（1人以上は専任かつ常勤）
	管理者	事業所ごとに専らその職務に従事する者（ただし、訪問支援員及び児童発達支援管理責任者を兼務する場合を除き、支障がない場合は、他の職務との兼務可）	
設備基準	必要な広さを有する専用の区画のほか提供に必要な設備及び備品等専ら事業の用に供すること		

《主な指摘事項》

- サービス提供時間帯を通じて、児童指導員又は保育士を2名以上配置できていない。（利用定員10名の事業所）
- 従業者が休暇をとっていたり、送迎等に外出しているために、事業所内の人員が不足している。
- 一人で複数の職を兼務するなど、兼務の状況が過剰となっている。
- 人員基準を満たしているか否かの確認について、毎月の勤務実績管理ができず、曖昧な状況であった。
- 利用定員10名の事業所が、定員を超過して11人目の障害児を受け入れていたが、児童指導員又は保育士を3名以上配置できていない。
- 児発管が児童に対して直接支援の提供を行っていた。
※従業者の員数については、各基準に定められるものによること。

日中一時支援等の他の事業や送迎、従業者の休暇等により人員が不足しないよう注意すること。

複数の事業所を兼務する職員については、それぞれの事業所で勤務した時間が分かるよう適切な記録・管理を行い、人員基準を満たしているか毎月確認すること。

3 運営に関する基準について

(内容及び手続の説明並びに同意) 市規則

第4条 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定保護者が指定児童発達支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用の申込みを行った通所給付決定保護者（以下「利用申込者」という。）に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第27条の運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した書面を交付して説明を行い、当該指定児童発達支援の提供の開始について書面により当該利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

《主な指摘事項》

- 重要事項説明書に、事故発生時の対応、苦情相談の窓口、苦情解決の体制及び手順等必要な事項が記載されていない。
- 「重要事項説明書」と「運営規程」間で内容（営業日時、通常の事業の実施地域など）が相違している。
- 重要事項説明書に第三者評価の実施状況が記載されていない。
- 利用契約書について、サービスの提供開始年月日を記載する等必要な文言の整理が行われていない。

利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した重要事項説明書の内容は、事業の運営についての重要事項を規定した運営規程の内容と整合するものでなければなりません。

なお、運営規程の内容を変更した場合は、変更届の提出が必要です。

- 第17条 指定児童発達支援事業所の管理者は、児童発達支援管理責任者に児童発達支援計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
- 2 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握（以下この条において「アセスメント」という。）を行い、障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。
 - 3 児童発達支援管理責任者は、アセスメントを行うに当たっては、通所給付決定保護者及び障害児との面接を行わなければならない。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を当該通所給付決定保護者及び障害児に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
 - 4 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、指定児童発達支援の具体的内容、指定児童発達支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した児童発達支援計画の原案を作成しなければならない。この場合において、障害児の家族に対する援助及び当該指定児童発達支援事業所が提供する指定児童発達支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携について当該児童発達支援計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。
 - 5 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うものを含む。）を開催し、前項の児童発達支援計画の原案について意見を求めるものとする。
 - 6 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に対し、当該児童発達支援計画について説明を行い、書面によりその同意を得なければならない。
 - 7 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画を作成した際には、当該児童発達支援計画を通所給付決定保護者に交付しなければならない。
 - 8 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成後、児童発達支援計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。次項において「モニタリング」という。）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、児童発達支援計画の見直しを行い、必要に応じて当該児童発達支援計画の変更を行うものとする。
 - 9 児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、通所給付決定保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。
 - (1) 定期的に通所給付決定保護者及び障害児に面接すること。
 - (2) 定期的にモニタリングの結果を記録すること。
 - 10 第2項から第7項までの規定は、第8項の児童発達支援計画の変更について準用する。

《主な指摘事項》

- 個別支援計画が作成されていない。
- アセスメントが実施されていない。
- 個別支援計画書の様式について、記載する内容が不十分。
- 担当者会議が開催されていない、または会議に関する記録が不十分。
- 作成者が児童発達支援管理責任者以外の者になっている。
- 個別支援計画の原案が作成されていないまたは記録として残していない。
- 個別支援計画に「通所給付決定保護者及び障害児の生活に関する意向等」、「障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期」、「生活全般の質を向上させるための課題」、「指定児童発達支援の具体的内容」、「支援を提供する上での留意事項」が記載されていない。
- 送迎を実施しているが、個別支援計画に位置付けられていない。
- 個別支援計画を交付していない。
- 通所支援計画の作成後、6か月ごとの計画の見直しが行われていない。
- モニタリングの記録に、面接の実施者・実施日の記録がない。

(定員の遵守) 市規則

第29条 指定児童発達支援事業者は、利用定員及び指導訓練室の定員を超えて指定児童発達支援の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

《主な指摘事項》

- 1日の利用定員を超え受け入れている。
 - 災害等特別な理由がないにも関わらず、一日の延べ利用者数が定員を超えている日が散見される。
- 減算にかからなければ、受け入れ可能となるものではないこと。

障害児通所給付費の減算の有無に関わらず、原則として定員は遵守すべきものである。利用定員を超えた受入については、適正なサービスの提供が確保されることを前提とし、地域の社会資源の状況等から新規の障害児を当該事業所において受け入れる必要がある場合等やむを得ない事情が存在する場合に限り可能とされていることに留意すること。

(非常災害対策) 市条例

- 第6条 指定障害児通所支援事業者等（共生型障害児通所支援事業者及び基準該当通所支援事業者を含み、指定居宅訪問型児童発達支援事業者及び指定保育所等訪問支援事業者を除く。以下この条において同じ。）は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けなければならない。
- 2 指定障害児通所支援事業者等は、利用者の状態及び地域の自然的社会的条件を踏まえ、想定される非常災害の種類ごとに、その規模及び被害の程度に応じた当該非常災害への対応に関する具体的な計画を策定するとともに、非常災害時の関係機関への通報及び関係者との連絡の体制を整備し、それらの内容を定期的に従業者に周知しなければならない。
 - 3 指定障害児通所支援事業者等は、非常災害に備えるため、前項の計画に従い、避難又は救出に係る訓練その他必要な訓練を、その実効性を確保しつつ、定期的に行わなければならない。
 - 4 指定障害児通所支援事業者等は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。
 - 5 指定障害児通所支援事業者等は、非常災害時における利用者等の安全の確保が図られるよう、あらかじめ、関係自治体、地域住民、障害児又は障害者の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等と相互に支援及び協力を行うための体制の整備に努めるものとする。
 - 6 指定障害児通所支援事業者等は、非常災害時において、高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者の支援に努めるものとする。

(業務継続計画の策定等) 市規則

- 第28条の2 指定児童発達支援事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定児童発達支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。
 - 3 指定児童発達支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

令和6年3月31日まで経過措置あり

《主な指摘事項》

- 消防計画のみで、風水害・地震その他の災害に対する計画が作成されていない。
- 避難経路図（一次避難場所及び地域避難場所を含む。）が盛り込まれておらず、規模及び被害の程度に応じた具体的な内容となっていない。
- 非常災害に備えた避難、救出その他必要な訓練が実施されていない。
- 事業所が浸水想定区域内に所在しているにもかかわらず、現行の避難計画が

洪水を想定したものとなっていない。

●関係機関への通報及び連絡体制の整備に関し不備がみられた。

「消火設備その他の非常災害に際して必要な設備」とは、消防法（昭和23年法律第186号）その他法令等に規定された設備を示しており、それらの設備を確実に設置しなければならないとされています。

詳細については、最寄りの消防署にご確認ください。

「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定に基づき定められる者に行わせるものとする。

第27条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営に係る重要事項に関する規程（第32条第1項において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 利用定員
- (5) 指定児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービスの利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合は当該障害の種類
- (11) 虐待の防止及び早期発見並びに虐待があった場合の対応に関する事項
- (12) その他運営に関する重要事項

《主な指摘事項》

- 運営規程に記載されている根拠法令が「岡山県条例」になっている。
- 運営規程に規定された内容と実態が相違（利用者から費用の支払いを受けるもの、祝日の営業、夏季休暇等の期間、送迎等）している。
- 運営規程と重要事項説明書（及び重要事項の掲示）の間で内容が相違している。
※運営規程の項目については、各基準の運営規程の項目によるものとする。
- 虐待の防止及び早期発見並びに虐待があった場合の対応に関する事項についての記載がない（努力規定となっている）。

根拠法令が、令和元年倉敷市条例第30号「倉敷市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」になっていない場合は、随時修正を行ってください。

第28条 指定児童発達支援事業者は、障害児に対し、適切な指定児童発達支援を提供することができるよう、指定児童発達支援事業所ごとに、従業員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の従業員によって指定児童発達支援を提供しなければならない。ただし、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定児童発達支援事業者は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 指定児童発達支援事業者は、適切な指定児童発達支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

令和3年度から <令和4年4月1日から中小企業の事業主にも義務化>

※ 解釈通知

事業者が講ずべき措置の具体的内容及び事業者が講じることが望ましい取組については次のとおりとする。なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受ける者も含まれることに留意すること

ア 講ずべき措置の具体的内容

a 事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発

b 相談（苦情を含む）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

イ 講じることが望ましい取組について

事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（R2厚労省告示第5号。以下「パワーハラスメント指針」）における、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のための、望ましい取組の例を参考にされたい。

①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

②被害者への配慮のための取組

③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等）

《主な指摘事項》

- 職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針が定められていない。
- 事業所ごとに作成すべき勤務予定表（原則として月ごと）が作成されていない。
- すべての従業員（管理者、医師、看護職員等を含む）が記載された勤務予定表となっていない。
- 人員の基準が満たされているか、確認を行っていない。
- 勤務予定表に従業員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、職種、兼務関係等が明記されていない。
- 管理者及び従業員等（特に非常勤職員等の短時間雇用従業員）の勤務条件が雇用契約書等により明確になっていない。
- 研修計画がなく、計画的な研修が実施されていない。
- 関連法人の従業員が直接処遇職員としてサービス提供していた。

指定児童発達支援等において、指導員ごとのシフト表だけを作成している事業所がありますが、これでは管理者が把握する項目として足りません。勤務体制の確保のため、勤務予定表は、月ごとに事業所（施設）ごとに作成する必要があります。作成に当たっては、管理者を含めた当該事業に関わる従業員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、職種、他の職種等との兼務関係を明確にしたものとしてください。

複数の障害児通所支援等の事業を多機能型として行っている場合は、それぞれの事業の勤務体制を含めた勤務予定表として作成しても差し支えありません。

従業員が複数の職種を兼務している場合（管理者が児童発達支援管理責任者を兼務している場合を除く）、職種ごとの勤務時間を明記する必要があります。

管理者は、常に事業所（施設）の人員基準が満たされているかどうか、勤務予定表等により管理してください。

また、通所給付費等の算定において人員欠如減算の対象となる事業については、従業員の勤務実績時間数を把握し、人員基準を満たしているかを毎月確認してください。

常勤・非常勤を問わず、従業員に労働条件（雇用期間、就業場所、従事する業務、勤務時間等）を書面で示すことが必要です。（労働条件通知書・雇用契約書等を作成し、交付する）

より良いサービスの提供は、より良い労働条件の下でのみ確保されるとの考えから、労働基準法等労働関係法令を遵守することが大切です。

また、法人代表、役員が管理者、児童発達支援管理責任者等の常勤従業者となる場合も、就業場所、従事する業務、勤務時間等を明らかにしてください。

《留意事項》

- 研修が計画的に実施されていない。または非常勤の従業員について研修が実施されていない。
- 研修（内部、外部を含む）の実施記録等が保存されていない。

運営規程に定めた研修回数により年間計画等を策定し、従業者の資質の向上のため実施し、実施後は参加者名簿、研修内容、資料等も含め、記録を残してください。

事業所として、取り組むべき研修の内容としては、従業者の技術向上のほか、職員のモラル、感染症、事故やひやり・はっと、虐待防止、苦情対応などが考えられます。研修に参加できなかった従業者や新規従業者のためなどに記録を残し、個別に対応するなどして従業者の資質の向上に努めてください。

条例	第3条	人権擁護・虐待防止
条例	第7条	身体拘束等の適正化のための研修
条例	第8条	虐待防止のための研修
規則	第28条の2	業務継続計画
規則	第30条	感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修

(衛生管理等) 市規則

第30条 指定児童発達支援事業者は、障害児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

2 当該指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

(業務継続計画の策定等) 市規則

第28条の2 指定児童発達支援事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定児童発達支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

令和6年3月31日まで経過措置あり

《主な指摘事項》

- 感染症マニュアルを整備し、従業者に周知するなど感染症予防に必要な措置をとっていない。
- 事業所（施設）の設備及び備品等について、衛生的な管理が行われていない。

従業者が感染源となることを予防し、また従業者を感染の危険から守るため、次の事項を行うなど対策を講じることが必要です。

- ① 感染症又は食中毒の発生及びまん延を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。
- ② 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対

策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じること。

- ③ 空調設備等により事業所内の適温の確保に努めること。
- ④ 共用タオルの廃止、手洗い・うがいの励行など
- ⑤ 手指を洗浄するための設備や使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備える。
- ⑥ 感染症マニュアルを整備し、従業者に周知する。
- ⑦ 感染予防に関する研修を行う。（インフルエンザ、ノロウィルス、食中毒など）

(身体拘束等の禁止) 市条例

- 第7条 指定障害児通所支援事業者等（共生型障害児通所支援事業者及び基準該当通所支援事業者を含む。以下この条から第10条までにおいて同じ。）は、指定通所支援の提供に当たっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為（以下この条において「身体拘束等」という。）を行ってはならない。
- 2 指定障害児通所支援事業者等は、やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況、緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。
 - 3 指定障害児通所支援事業者等は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うものを含む。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(虐待等の禁止) 市条例

- 第8条 指定障害児通所支援事業所（指定障害児通所支援事業者等が当該事業を行う事業所をいい、共生型障害児通所支援事業者が当該事業を行う事業所及び基準該当通所支援事業者が当該事業を行う事業所を含む。以下この条及び次条において同じ。）の従業者は、障害児に対し、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
- 2 指定障害児通所支援事業者等は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 当該指定障害児通所支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 当該指定障害児通所支援事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
 - (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
 - 3 指定障害児通所支援事業者等は、第一項に規定する虐待の予防及び早期発見のため、岡山県及び県内市町村が行う調査に協力しなければならない。

令和4年3月31日まで経過措置あり

(身体拘束等の禁止)

《主な指摘事項》

- やむを得ず身体的拘束等行う場合に、拘束した時間のみを記録していた。
- 身体的拘束等について、委員会で切迫性・非代替性・一時性について検討されていない。
- カンファレンスの記録が残されていなかった。また、児童発達支援計画への位置づけもなされていなかった。
- 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会が開催されていない。

障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはなりません。

緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う場合にあっては、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければなりません。

(虐待等の禁止)

《主な指摘事項》

- 虐待の防止のための対策を検討する委員会が設置されていない
- 虐待の防止のための対策を検討する委員会が定期的開催されていない。
- 虐待の防止のための対策を検討する委員会の結果について、従業者に周知されていない。

-----留意事項-----

(契約支給量の報告等) 市規則

第5条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供するときは、当該指定児童発達支援の内容、通所給付決定保護者に提供することを契約した指定児童発達支援の量（次項において「契約支給量」という。）その他の必要な事項（第3項及び第4項において「通所受給者証記載事項」という。）を通所給付決定保護者の通所受給者証に記載しなければならない。

- 2 契約支給量の総量は、当該通所給付決定保護者の支給量を超えてはならない。
- 3 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の利用に係る契約をしたときは、通所受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しなければならない。
- 4 前3項の規定は、通所受給者証記載事項に変更があった場合について準用する。

《主な指摘事項》

- 市町村に対して、受給者証記載事項等を報告していない。
- 通所受給者証等に契約内容が記載されていない。

指定児童発達支援等の利用に係る契約や契約内容（日数）を変更（契約の終了を含む。）したときは、通所受給者証へ記載の上、「契約内容報告書」により受給者証記載事項を市町村に遅滞なく報告してください。

(サービスの提供の記録) 市規則

第12条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供した際は、その都度、当該指定児童発達支援の提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、前項の規定による記録に際しては、通所給付決定保護者から指定児童発達支援を提供したことについて確認を受けなければならない。
- 3 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定保護者から第1項の規定による記録の開示を求められた場合は、当該給付決定保護者に係る障害児の不利益にならない範囲において可能な限り開示するよう努めなければならない。

《主な指摘事項》

- サービス提供記録とサービス提供実績記録票でサービス提供時間の記録に差異がある。
- サービス提供記録に記載した内容について、給付決定保護者から確認を受けていない。

給付決定保護者及び事業者が、その時点でのサービスの利用状況等を把握できるようにするため、事業者は、サービスを提供した際には、当該サービスの提供日、提供したサービスの具体的内容等、利用者負担額等に係る必要な事項を、サービス提供の都度記録するとともに、記録した内容について給付決定保護者の確認を得なければなりません。また、サービス提供記録には、今後のサービス提供に活かすことができるよう障害児の心身の状況等を詳細に記録することが必要です。

(障害児通所給付費の額に係る通知等) 市規則

- 第16条 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定児童発達支援に係る障害児通所給付費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費の額を通知しなければならない。
- 2 指定児童発達支援事業者は、第14条第2項の法定代理受領を行わない指定児童発達支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定児童発達支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対して交付しなければならない。

《主な指摘事項》

- 給付決定保護者に対して、障害児通所給付費等の金額等を記載した代理受領の通知が発行されていない。

市町村等から通所給付費等の支払を受けたときは、本来の受領者である通所給付決定保護者に対して、代理受領した金額等を書面により通知しなければなりません。毎月、給付決定保護者1人1人に必ず交付することが必要です。

(秘密保持等) 市条例

- 第9条 指定障害児通所支援事業所の管理者及び従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 指定障害児通所支援事業者等は、管理者又は従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 3 指定障害児通所支援事業者等は、指定障害児入所施設等（法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設等をいう。）、指定障害福祉サービス事業者等（障害者総合支援法第29条第2項に規定する指定障害福祉サービス事業者等をいう。）その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ておかななければならない。

《主な指摘事項》

- 利用者の個人ファイル等の保管が適切でない。
- 従業者の秘密保持義務について、就業規則又は雇用契約書、誓約書等に明記されていない。
- 従業者から誓約書等が徴されていない。
- 従業者の退職後における秘密の保持が就業規則等に明記されていない。

利用者の個人ファイル等は、個人情報保護の観点から、鍵のかかる倉庫、ロッカー等へ保管すること。

従業者の秘密保持義務について、在職中と併せて当該従業者の退職後における秘密保持義務を就業規則、雇用契約書、誓約書等に明記してください。

また、漏らしてはならない内容が、「障害児及び家族の情報」であることをはっきり明記してください。

《主な指摘事項》

- 個人情報の使用について、障害児及び家族等から文書による同意を得ていない。
- 障害児の家族等から個人情報の使用同意を得る様式になっていない。
- 家族の同意欄が、家族代表となっており、複数名の家族から同意を得る様式になっていない。

事業者が利用者の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報（家族に関するものもあり得ます。）を他の指定障害福祉サービス事業者等と共有するためには、あらかじめ文書により利用申込者及びその家族から（包括的な）同意を得ておくことが必要です。

同意を得る家族については、家族代表としての同意ではなく、個人情報を使用すると思われる家族の同意を得る様式としてください。（家族の同意欄は複数設けること。）

（事故発生時の対応）市規則

- 第36条 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに県、市その他の関係自治体、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定児童発達支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
 - 3 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

《主な指摘事項》

- 保護者や関係機関への連絡が速やかに行われていない。

事故が発生した場合は、必要な措置（医療機関への搬送等）を行うとともに、事故の状況や措置した内容を、速やかに障害児の家族に報告してください。

また、市町村（障害児の給付決定市町村）への報告が必要です。（軽微なものは除く）

事故等の記録は、軽微なものであっても、台帳や報告書に記載してください。組織として迅速かつ適切に対応するため、当該事故の発生日、内容等を記録し、原因の解明（分析）を行うなど、事業所全体で再発防止のための取組を行うことが必要です。

(会計の区分) 市規則

第37条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定児童発達支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

《主な指摘事項》

- 他のサービスと会計が区分されていない。

(掲示) 市規則

第32条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定児童発達支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

《主な指摘事項》

- 重要事項の掲示がされていない。
- 運営規程及び重要事項説明書を事業所内に掲示していたが、現行の内容と一致していない(変更前の内容)。

(情報の提供等) 市規則

第33条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定児童発達支援事業者が実施する事業に関する情報の提供を行わなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の事業について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

《留意事項》

- 事業者のホームページやパンフレットに記載されているサービス提供時間が、運営規程や重要事項説明書に記載されている時間と異なっていることが確認された。

(記録等の整備) 市規則

第38条 指定児童発達支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供に関する次に掲げる計画及び記録を整備し、当該指定児童発達支援を提供した日から5年間保存しなければならない。

- (1) 児童発達支援計画
- (2) 条例第7条第2項に規定する身体拘束等の記録
- (3) 条例第10条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (4) 第12条第1項に規定する提供した指定児童発達支援に係る必要な事項の記録
- (5) 第25条に規定する市町村への通知に係る記録
- (6) 第36条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

《留意事項》

- 指定事業所で必要な記録が整備されていない。
 - サービス提供に関する諸記録が5年間保存されていない。
- ※保存する記録については、各基準に定められるものによること。

(心身の状況等の把握) 市規則

第10条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

《留意事項》

- サービス利用開始時の状況から、障害児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等に変化又は変更があったが、これを適切に把握できていない。

事業者は、障害児の心身の状況やその置かれている環境等（家族の状況、通院や通学先等）に変化や変更があれば、その状況等を適切に把握する必要があります。

(通所利用者負担額の受領) 市規則

- 第14条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。
- 2 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。
- 3 指定児童発達支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。
- (1) 食事の提供に要する費用（指定児童発達支援事業所が児童発達支援センターである場合に限る。）
 - (2) 日用品費
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの
- 4 前項第1号に掲げる費用については、食事の提供に要する費用及び光熱水費に係る利用料等に関する指針（平成24年厚生労働省告示第231号。以下「食事の提供に要する費用等に係る利用料等指針」という。）によるものとする。
- 5 指定児童発達支援事業者は、第1項から第3項までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。
- 6 指定児童発達支援事業者は、第3項の費用に係る便宜の提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該便宜の内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得なければならない

《留意事項》

- 保護者から適当でない費用の受領がある。

※障害児通所支援又は障害児入所支援における日常生活に要する費用の取扱いについて

(平成24年3月30日付け障発0330第31号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)

(受給資格の確認) 市規則

第8条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供を求められた場合は、通所給付決定保護者の提示する通所受給者証によって、通所給付決定の有無、通所給付決定がなされた指定通所支援の種類、通所給付決定の有効期間、支給量等を確認するものとする。

《留意事項》

- 障害児の受給者証の写しを取るなどの方法による確認をしていない。
- 障害児の受給者証の写しについて、給付決定期間の有効期限が切れたままで更新されていない。

(苦情への対応等) 市条例

- 第10条 指定障害児通所支援事業者等は、その提供した指定通所支援に関する障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口を設置する等必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定障害児通所支援事業者等は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 指定障害児通所支援事業者等は、その提供した指定通所支援に関し、法第21条の5の2第1項の規定により市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定障害児通所支援事業者等の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に関して市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言を尊重し、必要な改善に努めなければならない。
- 4 指定障害児通所支援事業者等は、市町村長からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を市町村長に報告するよう努めなければならない。
- 5 指定障害児通所支援事業者等は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条の運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあつせんにできる限り協力しなければならない。

《留意事項》

- 苦情解決に関する記録様式（報告書、台帳等）が作成されていない。
- 苦情解決の内容が記録様式に記録されていない。
- 苦情の内容で「その後の経過」、「再発防止のための取組み」が記録されていない。
- 事業所として、「再発防止のための取組み」が行われていない。

組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情の受付日、内容等を記録し、原因の解明（分析）を行うなど再発防止のための取組みを行うこととしてください。

また、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行う必要があることから、研修を行い、併せて次の事項を行うなど積極的な取組を行ってください。

- 苦情解決の要領・マニュアル（手順）の作成（報告書等様式含む）
- 苦情受付の確立・体制の整備
- 再発防止処置（原因の解明、分析）
- 第三者委員の設置
- サービスの評価、満足度調査
- 研修会の開催

4 届出手続きの運用及び報酬の算定に関する事項

【加算等が算定されなくなる場合の届出の取扱い】

留意事項通知第一 5

指定障害児通所支援事業所等の体制について加算等が算定されなくなる状況が生じた場合又は加算等が算定されなくなることが明らかな場合は、速やかにその旨を届出させることとする。

なお、この場合は、加算等が算定されなくなった事実が発生した日から加算等の算定を行わないものとする。

また、この場合において届出を行わず、当該算定について請求を行った場合は、不正請求となり、支払われた障害児通所給付費等は不当利得となるので返還措置を講ずることになることは当然であるが、悪質な場合には指定の取消しをもって対処すること。

《主な指摘事項》

- 減算事項に該当するにも関わらず、届出をしていなかった。

【障害児通所支援のサービス提供時間について】

留意事項通知第二 1 (3)

障害児通所給付費の報酬の算定に当たって、当該障害通所支援（放課後等デイサービスを除く。）に係るサービス提供時間の下限が設定されているものではないが、個々の障害児に対するアセスメントを行うことを通じて、当該障害児ごとの通所支援計画を作成しなければならないこととされていることから、当該通所支援計画に沿ったサービスを提供する上で必要となるサービス提供時間が確保される必要があること。

放課後等デイサービスについては、サービス提供時間は30分を超える必要がある点（30分以下のサービス提供については基本的に報酬を算定しないが、欠席時対応加算（Ⅱ）については算定可能な場合あり）に留意すること。なお、放課後等デイサービス計画に基づき、徐々に在所時間数を延ばす必要性を市町村が認めた就学児に対するサービス提供についてはこの限りではない（30分を超えるサービス提供と同様に基本報酬及び加算も算定）。

また、指定障害児通所支援事業所等においては、標準的なサービス提供時間をあらかじめ運営規程において定めておく必要があるとともに、サービスの提供開始に当たって、通所給付決定保護者等に対し、事前に十分説明を行う必要があること。

【基本報酬に関する区分について】

留意事項通知第二1（4の2）

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定において、児童発達支援及び放課後等デイサービスにおいて報酬区分が見直されました。

特に、医療的ケア児のスコア表が導入され、重症心身障害児、重心医ケア児、医療的ケア児、医ケア以外・重心以外の障害児と分類され、医ケア児に対する報酬が一定の人員配置のもとで基本報酬が大きく見直されています。

詳細は厚労省 令和3年5月19日事務連絡「令和3年度報酬改定における医療的ケア児に係る報酬（児童発達支援及び放課後等デイサービス）の取扱い等について」とQ&A参照にしてください。

《主な指摘事項 医療的ケア区分の基本報酬の算定》

- 毎月、医療的ケア児と必要看護職員について、1か月の利用実績を算出すること。

《主な指摘事項 放課後等デイサービスの休業日の扱い》

- 本人都合で学校を休み事業所を利用していた際に、休業日の単価で請求を行っていた。（学校教育法施行規則第61、62、63条、において、休業日と定められていない日）

【新型コロナウイルス感染症への対応等に伴う臨時的な取扱いについて】

令和3年9月22日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡「新型コロナウイルス感染症防止のための障害児通所支援に係るQ&Aについて」QA8

新型コロナウイルス感染症を予防するための欠席希望の場合で、事業所が居宅への訪問等の方法で児童の健康管理や相談支援などの可能な範囲での支援の提供を行ったと市町村が認める場合は、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして報酬の対象とすることが可能です。

(具体的なサービス内容の例)

- ・ 自宅で問題が生じていないかどうかの確認
- ・ 児童の健康管理
- ・ 普段の通所ではできない、保護者や児童との個別のやりとりの実施
- ・ 今般の状況が落ち着いた後、スムーズに通所を再開できるようなサポート

《主な指摘事項》

- 新型コロナウイルス感染症に感染した障害児に対し、その療養期間中に在宅支援をしている事例が見受けられた。
- 利用している児童が、新型コロナウイルス感染症を予防するための欠席をする場合に、児童の健康管理や相談援助などの支援を行った上で、基本報酬を算定していたが、欠席時対応加算との区別が判然としなかった。(単なる欠席連絡に留まり、次回の通所に向けた児童の状況確認や相談援助を行った場合は、欠席時対応加算による対応となる)。

【減算措置について】

定員超過利用

定員数を超えて一定以上の児童を受け入れた場合に減算する。

以下のいずれかに該当する場合

- ① 1日当たり利用障害児が、定員50人以下の場合は当該定員の150%を、（定員が51人以上の場合は当該定員から50を差し引いた員数の125%に25を加えた数を）それぞれ超過している場合
- ② 過去3か月間の平均利用障害児数が、定員の125%を超過している場合（ただし、定員11人以下の場合は当該定員に3を加えた数を超過している場合）

【例】

放課後等デイサービス定員10名

- ・ 1日当たりの利用障害児数が、10名×150%を超える場合（16名以上の場合）
→ 減算①に該当
- ・ 過去3か月間の平均利用障害児数が、10名+3名を超える場合減算
→ ②に該当

	利用者数	開所日数
6月	延べ280名	20日
7月	延べ250名	19日
8月	延べ250名	20日
9月	延べ200名	20日
10月1日	16名	

○ 6月～8月における平均利用障害児数
(280名+250名+250名) / (20日+19日+20日) = 13.2名 → 減算②に該当
⇒ 9月分実績に対し基本単位数の70%を算定

○ 7月～9月における平均利用障害児数
(250名+250名+200名) / (19日+20日+20日) = 11.8名 → 減算②に該当しない。

○ 10月1日の利用障害児数16名
→ 減算①に該当
⇒ 10月1日実績に対し基本単位数の70%

《主な指摘事項》

- 3ヵ月ごとの定員の平均利用者数が算出されていなかった。

《対応が求められる内容》

- 減算の有無に関わらず、定員は遵守してください。
- 毎月、定員超過の確認と3か月ごとの平均利用者数の記録を残すこと。

サービス提供職員欠如減算

指定基準に定める人員基準を満たしていない場合に減算する。

①児童指導員及び保育士の欠如

*令和5年4月1日以降は障害福祉サービス経験者の配置は不可（経過措置の終了）

ア減算が算定される月から3月未満の月【所定単位数の70%を算定】

イ減算が算定される月から連続して3月以上の月【所定単位数の50%を算定】

- ・人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少した場合にはその翌月から人員欠如が解消されるに至った月まで
- ・人員基準上必要とされる員数から1割の範囲内で減少した場合はその翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで

②児童発達支援管理責任者の欠如

ア減算が算定される月から5月未満の月【所定単位数の70%を算定】

イ減算が算定される月から連続して5月以上の月【所定単位数の50%を算定】

- ・人員欠如の翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで

《注意事項》

*児童発達支援においては、児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる事業所で行う場合を除く。

*放課後等デイサービスにおいては、主として重症心身障害児を通わせる事業所で行う場合を除く。

*居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援については②のみ適用。

【①の例】直接支援職員の場合

児童指導員・保育士（「指導員」や「その他の従業者」は除く）のうち次のいずれかを満たさない場合に減算する。

- サービス提供
時間を通じて
- | | | |
|---|--|---|
| { | <ul style="list-style-type: none">①常勤職員1人以上②常勤・非常勤職員含めて2人以上 であること。③最低配置人員の半数以上は「児童指導員または保育士」 | } |
|---|--|---|

【②の例】 児童発達支援管理責任者が欠如し減算を受ける場合

- ・ 8月31日 児童発達支援管理責任者が退職
- ・ 9月1日～10月31日 不在
- ・ 11月1日 新たな児童発達支援管理責任者を配置

↓

10月末日までに配置していないので、11月分に対し基本単位数の70%を算定

*減算4か月目の末日（この場合において2月末日）までに欠如が解消されないときは3月分から50%減算

《主な指摘事項》

- 職員の勤務予定及び勤務実績が毎月、記録されていなかった。
- 常勤の職員が配置されていなかった。
- 常勤の職員が年休を取得した時に代替りの職員が配置されていなかった。
- 障害児の数が10を超えているにもかかわらず、3人以上の基準職員の配置がなかった。

《対応が求められる内容》

- サービス提供職員が不在となる場合にはできるだけ速やかに、遅くとも変更日から10日以内に体制届を提出してください。
- 当該事態が継続する場合や悪質な場合は、指定の取消処分の対象となる場合があります。

個別支援計画未作成減算

児童発達支援計画（医療型児童発達支援計画、放課後等デイサービス計画、居宅訪問型児童発達支援計画、保育所等訪問支援計画）の作成が適切に行われていない場合に減算する。

- ① 減算が算定される月から3月未満の月【所定単位数の70%を算定】
- ② 減算が算定される月から連続して3月以上の月【所定単位数の50%を算定】

・当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月までの間

《主な指摘事項》

- 通所支援計画の作成に当たって、障害児及びその保護者の希望する生活及び障害児に係る課題等の把握、その計画作成に係る担当者会議等に関する記録が整備されていなかった。
- 児童発達支援管理責任者が通所支援計画を作成していることが確認できなかった。
- 児童発達支援管理責任者による通所支援計画についての説明に対して文書による同意を得ていなかった。
- 通所支援計画の実施状況の把握（モニタリング）がされていなかった（把握結果の記録が無かった）。
- 通所支援計画が6か月を超えて見直されていない状況が続いていた。

《対応が求められる内容》

- 通所支援計画は、指定基準上の手続きを踏まえて作成してください。
- 通所支援計画の作成に当たっては、作成者の欄等を整備し、児童発達支援管理責任者が作成したことが確認できるようにしてください。また、作成された通所支援計画はその都度、保護者に交付し同意を得てください。
- 児童発達管理責任者は計画の作成を行った後においては事業所内における当該計画の実施状況の把握（モニタリング）を行ってください。モニタリングにあたっては、障害児及び保護者と定期的に面接や連絡を行い、その把握した結果を記録に残してください。
- 少なくとも半年ごとに通所支援計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行ってください。見直しの結果、変更がなされなかった場合でも、見直し内容及び経緯について記録の整備をしてください。基本的には、作成年月日や目標の支援期間が入力されるため計画の再作成が必要です。

手順	留意事項
1 障害児及び保護者に関する状況及び課題等の把握(アセスメント)	<p>児童発達支援管理責任者は、適切な方法により障害児の有する能力、環境及び日常生活全般の状況等を踏まえて、障害児及びその通所給付決定保護者の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）を行い適切な支援内容を検討する。アセスメントにあたっては障害児及びその通所給付決定保護者に面接して行い、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得ること。</p>
2 通所支援計画の原案の作成	<p>児童発達支援管理責任者は、障害児及びその通所給付決定保護者の希望する生活並びに課題等の内容に基づき、次の事項が記載された通所支援計画の原案を作成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向 ②障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期 ③障害児の生活全般の質を向上させるための課題 ④提供する指定児童発達支援の具体的内容 ⑤指定児童発達支援を提供する上での留意事項 ⑥その他必要な事項 等 <p>なお、障害児の家族に対する援助及び指定児童発達支援事業所が提供する指定児童発達支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携についても含めるよう努めること。</p>
3 会議の開催	<p>児童発達支援管理責任者は、個別支援計画の作成に当たっては、担当者を招集して会議を開催し、通所支援計画の原案について意見を求めること。会議の概要や担当者からの意見を記録すること。</p>
4 通所支援計画の原案の障害児・保護者への交付→説明→同意	<p>児童発達支援管理責任者は、通所支援計画の原案の内容について障害児及びその通所給付決定保護者に対して説明し、文書により同意を得ること。</p>
5 実施状況等の把握(モニタリング)と個別支援計画の見直し	<p>児童発達支援管理責任者は、利用者についての継続的な状況及び課題等を把握するとともに、通所支援計画の実施状況の把握を行う。前述に当たっては、保護者との継続的な連絡及び定期的な利用者との面接をし、十分な説明により理解を得た上で、結果を記録すること。</p>

自己評価結果等未公表減算

自己評価結果等（質の評価及び改善の内容）の公表等が適切に行われていない場合【所定単位数の85%を算定する】

《注意事項》

自己評価結果等を行うに当たっては、「児童発達支援ガイドライン」、「放課後等デイサービスガイドライン」の別添に自己評価の流れ、評価表のひな形等が示されているので、確認すること。

《主な指摘事項》

- 公表方法として記載している公表方法が確認できなかった。

《対応が求められる内容》

- 事業所の評価において、事業所に従事する職員一人一人から評価をもらうこと。管理者等が一括して評価している事例が見られた。

開所時間減算

運営規程に定められている営業時間が6時間未満の場合

- ・開所時間4時間未満【所定単位数の70%を算定】
- ・開所時間6時間未満【所定単位数の85%を算定】

《注意事項》

- *放課後等デイサービス事業所については学校の休業日における営業時間をいう（放課後等デイサービスのみの事業所で授業終了後に行う場合については、開所時間減算は適用されない）
- *営業時間には送迎のみを実施する時間は含まれない

身体拘束廃止未実施減算

下記のいずれかに該当する場合に減算する。

- ①やむを得ず身体拘束等を行う場合の、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項について、記録が行われていない場合。
- ②身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を1年に1回以上開催していない場合
- ③身体拘束等の適正化のための指針を整備していない場合
- ④従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を1年に1回以上実施していない場合。

*②から④については、令和5年4月から適用。

《主な指摘事項》

- 身体拘束の事例が見られるも、やむを得ない理由等の記録がなかった。

【勤務体制の確保について】

《主な指摘事項》

- 従業者の勤務体制(勤務時間・職種)が不明確であった。
- 月毎の勤務表が勤務実態と異なっていた。
- 毎月の勤務表が作成されていなかった。
- 勤務形態一覧表において、常勤、非常勤、専従、兼務の態様が不明確であり、兼務の職種がある場合に勤務時間が明確に記載されていなかった。

《対応が求められる内容》

- 勤務体制確保のため、勤務(予定)表は、管理者を含めた当該一事業所に関わる従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、職種、他のサービス一職種との兼務関係について明確にすること。
- 多機能型事業所で人員を兼務している場合を除き、原則として事業ごとに毎月の勤務表を作成すること。PC等を用いて電子データとして作成してもよいが、実地指導等で提示を求められたときはその場で提示することができるようにすること。原則、倉敷市ホームページにある勤務形態一覧表にて毎月、予定と実績を作成し保管すること。

【常勤・専従・非常勤・兼務の考え方（付表・勤務形態一覧表の記載時に注意）】

○常勤

各事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする）に達していることをいう。

ただし、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。）等における例外措置がある。

多機能型事業所によって行われる指定児童発達支援と指定放課後等デイサービスの場合各保育士を兼務している者は、これらの勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たす。

勤務形態の例

10時	15時	19時
児童発達支援		放課後等デイサービス
1日当たり8時間 1週間当たり5日勤務		1週間当たり40時間勤務となり、 上記32時間以上の条件を満たす。

*なお、雇用契約上常勤であっても、他の事業所と兼務している場合は、非常勤と取り扱うため注意が必要。つまり下記のQ&Aは適用されない。

Q 看護師・理学療法士・作業療法士・生活支援員等の職員が、病欠や年休（有給休暇等）・休職等により出勤していない場合、その穴埋めを行わなければならないのか。

A 非常勤職員が上記理由等により欠勤している場合、その分は常勤換算に入れることはできない。しかし、常勤換算は一週間単位の当該事業所の勤務状況によるため、必ずしも欠勤したその日に埋め合わせる必要はなく、他の日に埋め合わせをし、トータルで常勤換算上の数値を満たせば足りる。

また、常勤の職員が上記理由等により欠勤している場合については、その期間が暦月で1月を超えるものでない限り、常勤として勤務したものとして常勤換算に含めることができる。

○専従

原則として、サービス提供時間帯を通じて指定通所支援事業所以外の職務に従事しないことをいう。この場合のサービス提供時間帯とは児童発達支援及び放課後等デイサービスについてはサービスの単位ごとの提供時間をいうものであり、常勤・非常勤の別を問わない。

○兼務

1つの事業所において、2職種以上の職種を兼務する場合をいう。

例：午前A事業所の児童発達支援。午後B事業所の児童発達支援の保育士を兼務している場合は、1週間通常の常勤の勤務時間に従事していても「非常勤・専従」となる。

【児童指導員等加配加算】

児童発達支援・放課後等デイサービス事業所において支援の強化を図るために通常求められる従業者の員数に加えて従業者（*1）を常勤換算方法で1.0人以上配置（*2）した場合に算定可能。（児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く）

*1 以下のうちいずれかに該当するもの

・理学療法士等

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士、学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者等

・児童指導員等

児童指導員、手話通訳士、手話通訳者、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者

・その他の従業者

《主な指摘事項》

- 非常勤の加配職員の総労働時間が常勤換算上、必要な員数を満たしていなかった。
- 常勤の保育士だが年休等により、常勤換算上1.0以上満たしていない。
- 毎月、加算の算定要件を満たしているか、チェックしていない。児童指導員等加配加算、専門的支援加算の常勤換算でそれぞれ1.0以上を満たしていない。両加算を算定している場合は、2.0以上を満たしていない。
- 加配職員の異動に伴う届出（軽微変更届）がなされていない（令和4年度に様式を変更しているため、最新のものをホームページからダウンロードすること）。

【専門的支援加算】

報酬算定に必要となる従業者の員数に加え、理学療法士等、児童指導員を常勤換算で1以上配置している場合

・理学療法士等

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士（児童発達支援の場合は保育士として5年以上児童福祉事業に従事した者に限る）、学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者等

・児童指導員（5年以上児童福祉事業に従事した者に限る）

《主な指摘事項》

- 加配職員の異動に伴う届出（軽微変更届）がなされていなかった（令和4年度に様式を変更しているのので、最新のものをホームページからダウンロードすること）

※「報酬算定に必要となる従業者の員数」には児童発達支援管理責任者が含まれるため、児童発達支援管理責任者不在期間中は、児童指導員等加配加算・専門的支援加算を算定できません。

《重要》

令和2年度からの児童指導員等加配加算の常勤換算方法の取扱いについて

児童指導員等加配加算の算定要件である【常勤換算により1人以上】の取扱いについて、平成31年度に県から権限の移譲がなされた以降、倉敷市の取扱いとしては「常勤専従」の職員を配置している場合、当該職員が有給休暇等で欠勤した場合でも、常勤換算要件を満たしているという運用をしてまいりました。

しかし、岡山県では、有給等の欠勤時間等で加配職員が配置されていない日は、当該月の総労働時間から除く扱いとされており、常勤換算方法で1.0人以上配置されていない場合は、加算の算定要件を満たさないとの取扱いとなっています。

このことについて。岡山県より県内で統一した運用の要請があり、令和2年度以降において倉敷市も岡山県と同様の扱いとなります。

【例】

児童指導員等加配加算（I）専門職員を算定し、加配職員で常勤の保育士を配置している場合で、1日8時間勤務、1週5日、1週40時間とした場合。

→上記の職員が、月に2日間の有給を取得した場合。月の労働時間合計が144時間となるため、常勤換算の計算上は0.9人となり、常勤換算で1

人以上を満たさなくなり、加算の算定要件を満たさないこととなります。

対応として、基準職員等で配置している職員で余剰があれば、加配職員として勤務体制一覧表に記載し、加配職員が常勤換算方法で1.0人以上になるようにすることが考えられます。但し、代替えの職員が児童指導員の場合は、加算が「児童指導員等加配加算(児童指導員等)」の算定となりますので、ご注意ください。

【家庭連携加算】

個別支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障害児の居宅を訪問して障害児及びその家族等に対する相談援助等を行った場合に、1月につき4回を限度として、その内容の指定児童発達支援等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算する。

《注意事項》

- 管理者のみ従業員、栄養士、調理員の訪問は対象外。

《主な指摘事項》

- 個別支援計画に位置付けられていなかった。
- 居宅を訪問した日時、支援に要した時間、その内容の記録がなかった。
- 児童発達支援管理者が、個別支援計画の作成に基づく、アセスメント又はモニタリングとの違いが確認できなかった。
- 事前に保護者の同意を得ていることがわからなかった。
- 従業者が、事業所内で利用児の保護者に対して相談援助を行った場合に、当該加算を算定していた。

【事業所内相談支援加算】

個別支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障害児及びその家族等に相談援助を行った場合に、1月につき1回を限度として算定。個別に行えば事業所内相談支援加算（Ⅰ）、グループで行えば事業所内相談支援加算（Ⅱ）を算定する。

《注意事項》

- 管理者のみ従業員、栄養士、調理員の対応は対象外。
- 同一日に家庭連携加算又は事業所内相談支援加算（Ⅰ）または（Ⅱ）を算定している場合には算定不可。
- 当該障害児に児童発達支援を提供していない月においては算定できない
- （Ⅱ）については、単に保護者会のように保護者同士が話し合い、事業所の従業者は同席しているだけの様な場合は算定の対象外。厚生労働省の令和元年度障害者総合福祉推進事業において、「ペアレント・トレーニング実践ガイドブック」が作成されているので、グループでの面談等の効果的な方法を検討いただく上での参考とすること。

《主な指摘事項》

- 個別支援計画にあらかじめ位置付けられていなかった。
- 相談支援の内容、日時、支援に要した時間の記録がなかった。
- 30分以上支援したことが確認できなかった
- 障害児及びその家族となっていることから、原則、同席で支援を行う必要がある。但し児童を同席させることが望ましくない場合は、その理由を記録に残すこと。

【利用者負担上限額管理加算】

対象サービス	加算要件	算定単位
児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援	事業所が通所給付決定保護者から依頼を受け、当該給付決定保護者の負担額合計額の管理を行った場合に1月につき1回を限度として加算する。（利用者が複数事業所をその月に利用している必要あり。）	該当利用者に150単位/月

《注意事項》

- 1か月につき1回を限度として算定する。
- 令和元年10月からの就学前の障がい児の通所支援無償化により利用者負担額が0円となる利用者については、同月から利用者負担上限額管理加算の対象外となる。

【福祉専門職員配置等加算】

対象サービス	区分	加算要件	算定単位
児童発達支援 放課後等デイ サービス	I	直接処遇職員として常勤で配置されている 従業員のうち、社会福祉士、介護福祉士、 精神保健福祉士又は公認心理士である従業 者の割合が100分の35以上	利用者全員 に 15単位/日
	II	同上の割合が100分の25以上	利用者全員 に 10単位/日
	III	以下のいずれかを満たす。 ①直接処遇職員のうち常勤で配置されてい る従業者の割合が100分の75以上 ②直接処遇職員として常勤で配置されてい る従業員のうち、3年以上従事している者 の割合が100分の30以上	利用者全員 に 6単位/日

《注意事項》

- 基準配置職員のみではなく、加配職員も含めた職員全体で考えること。
- 福祉専門職員配置等加算が算定できなくなったときは、あわせて福祉・介護職員処遇改善特定加算の区分変更の届出も行うこと

《主な指摘事項》

- 職員の異動、退職等があったことで、加算要件である従業員の割合が変更したのちも加算の変更を行わず算定していた。
- 届け出ている福祉専門職員の配置状況が実態と異なっていた。

【欠席時対応加算】

対象サービス	加算要件
児童発達支援 放課後等デイサービス	利用を予定していた利用者が、急病等により急きょ利用を中止した日の前々日、前日、当日(開所日により算定)に中止の連絡があった場合において、利用者、家族等へ連絡調整を行うとともに、引き続き事業所の利用を促す等の相談援助を行った場合に1月につき4回を限度として加算。 (ただし、重症心身障害児を受け入れる事業所において定員充足率が80%未満の場合には月に8回を限度として加算。)

《注意事項》

- 電話等により当該障害児の状況を確認し、引き続き児童発達支援等の利用を促すなどの相談援助を行うとともに、当該相談援助の内容を記録すること。
- 直接の面会や自宅への訪問等は要しない。

《主な指摘事項》

- 前々日、前日、当日の前に欠席の連絡があった場合も算定していた。
- 相談支援を行った者、日時、相談支援の内容の記録がなかった。
- 事業所の職員以外(事務員)等が連絡を受けていた場合も算定していた。

*欠席時対応加算(II)

《放課後等デイサービスのみ》

通所した児童の体調不良等により結果的に短時間(30分以下)のサービス提供となった場合には、「欠席時対応加算(II)」が算定可能となります。

あくまで、当日に児童の急病等で30分以下の利用になった場合、利用日の前日まで事業所が把握できていない事情により利用を開始したものの、利用を中止せざるをえない場合の加算になるため、適切に記録を残してください。

障害の特性により30分未満のサービスの提供が続く場合は、あらかじめ市町村の支給決定の窓口で相談してください。

【特別支援加算について】

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理指導担当職員、看護職員等を配置して、計画的に機能訓練又は心理指導を行った場合。

ただし、次に該当する場合には、当該加算は算定できないものであること。

- ア 通所報酬告示第1の1のロ（児童発達支援センターにおいて難聴児に対し指定児童発達支援を行う場合）を算定している事業所において、言語聴覚士による訓練を行う場合。
- イ 通所報酬告示第1の1のハ（児童発達支援センターにおいて重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合）又は通所報酬告示第1の1のホ（法第6条の2の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合）を算定している事業所において、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び看護職員による訓練を行う場合。
- ウ 児童指導員等加配加算により理学療法士等（保育士を除く。）を配置している場合
- エ 専門的支援加算により理学療法士等（5年以上児童福祉事業に従事した保育士を除く。）を配置している場合

《主な指摘事項》

- 加算対象の職員に変更が生じたが届出がされていなかった。
- 担当の職員の専門職の職に変更があったにも関わらず、届出を行わなかった。これにより、上記のような加算が算定できない体制となりながらも加算を算定し続けていた。

【強度行動障害児支援加算】

対象サービス	加算要件	算定単位
児童発達支援 放課後等デイ サービス	強度の行動障害を有する児童に対し、強度 行動障害支援者養成研修(基礎研修)を修了 した者が支援を行った場合。	対象利用者に 155単位/日

《注意事項》

- 「強度の行動障害を有する児童」とは、給付決定を行う市町村が認定し、受給者証への記載やその他の様式により通知される。算定対象となる児童が強度行動障害を有することが加算要件のひとつであるため、その児童が強度行動障害を有することを示す記録を保管すること。
- 重症心身障害児を受け入れる事業所は算定不可。

【個別サポート加算】

著しく重度及び行動上の課題のあるケアニーズの高い障害児や虐待等の要保護・要支援児童に対して支援を行った場合に算定。

《注意事項》

- 個別サポート加算は、(Ⅰ)と(Ⅱ)の2種類ありますが、個別支援サポート加算(Ⅰ)の場合は市町村の支給決定を受ける必要があります。個別支援サポート加算(Ⅱ)を算定する場合は、算定を行う前に各保険者に確認をしてください。
- 保険者が倉敷市の場合は、サービス提供月の翌月5日までに個別支援計画の写し及び個別サポート加算(Ⅱ)算定に係る報告書を提出してください。また、個別支援計画及び個別サポート加算(Ⅱ)算定に係る報告書は1年毎に提出してください。
- また、個別支援サポート加算(Ⅱ)に係る詳細については、令和3年3月31日 厚生労働省発 事務連絡「個別サポート加算(Ⅱ)の取扱いについて」を参照してください。

【医療連携体制加算】

医療機関等との連携により、看護職員が事業所に訪問して障害児に看護の提供を行った場合に算定。

《注意事項》

- 令和3年度の報酬改定で看護の時間等により報酬区分の変更がなされました。
- あわせて厚労省 令和3年5月19日事務連絡「令和3年度報酬改定における医療的ケア児に係る報酬（児童発達支援及び放課後等デイサービス）の取扱い等について」とQ&Aを参照にしてください。

《主な指摘事項》

- 生活介護との多機能型の事業所であり、生活介護に配置された看護職員が看護の提供を行い算定していた。
- 主治医の意見等の記録が残されていなかった。
- 外部の医療機関等との連携により算定する場合、その契約が分かるもの及び医療機関等に支払った費用等の記録（領収書）等が確認できなかった。
- 看護の記録等の算定に必要な記録が確認できなかった。

【訪問支援員特別加算】

障害児の支援経験のある理学療法士や作業療法士等の専門性の高い職員を配置して訪問支援を行う場合に算定。

《注意事項》

- 居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援のみ

《主な指摘事項》

- 届出を行った支援員が退職等で交代したにも関わらず届出を怠っていた。
- 届出を行った支援員以外の職員の訪問でも加算を算定していた。

【送迎加算】

対象サービス	区分	加算要件
児童発達支援 放課後等デイ サービス	障害児 (重症心 身障害児 を除く。) に対して 行う場合	障害児に対して、居宅等と事業所との間の送迎を行った場合。
		障害児に対する送迎加算及び医療的ケア区分に応じた基本報酬を算定している事業所において、看護職員を伴い、喀痰吸引等が必要な障害児に対して、居宅等と事業所との間の送迎を行った場合。
	重症心身 障害児に 対して行 う場合	重症心身障害児に対して、運転手に加え、直接支援業務に従事する職員を1人以上配置して送迎を行った場合。

《注意事項》

いずれも、事業所等の所在する建物と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物との間で障害児の送迎を行った場合には、所定単位数の70%を算定する。

《主な指摘事項》

- 運転手に加え、直接支援に従事する職員の同乗がないにも関わらず、重症心身障害児の加算を算定していた。また、同乗した職員の記録がなかった。
- 児童の送迎については、居宅への送迎のほか利便性を考慮して、適切な場所を設定し最寄り駅や集合場所までについても加算の算定となるが、この場合、事前に保護者の同意の上、特定の場所を定めておく必要があること。この同意や特定の場所について記録が残されていなかった。
- サービス提供時間中に送迎を行う場合は、基準上の配置（利用児の数が10人までは、直接支援職員2人以上）をとったうえで、送迎を行うこと。

【延長支援加算】

対象サービス	加算要件
児童発達支援 放課後等デイ サービス	運営規定に定められている営業時間（送迎に要する時間は除く）が8時間以上であり、営業時間の前後の時間において支援を行った場合。ただし、延長時間帯に、指定通所基準の規定により置くべき職員（直接支援業務に従事する者に限る）を1名以上配置しなければならない。

《注意事項》

- 保育所等の子育て支援に係る一般施策での受入先が不足している等の延長した支援が必要なやむを得ない理由があり、かつ、原則として当該理由が障害児支援利用計画に記載されていること。

《主な指摘事項》

- 保育士・児童指導員が対応しているとのことだが、出勤簿上延長支援時間帯に従事した記録がない。

【関係機関連携加算】

対象サービス		算定単位	
児童発達支援 放課後等デイサ ービス	I	障害児が通う保育所その他関係機関との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、当該障害児に係る個別支援計画に関する会議を開催し、保育所その他関係機関との連絡調整及び相談援助を行った場合に算定する。	該当利用者 に 200単 位/回
	II	障害児が就学予定の小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部又は就職予定の企業若しくは官公庁（以下「小学校等」という。）との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、小学校等との連絡調整及び相談援助を行った場合に、算定する。	該当利用者 に 200単 位/回

《主な指摘事項》

- 関係機関との会議が開催されていなかった。あるいは、開催されていてもあらかじめ保護者の同意が見受けられなかった。
- 関係機関との連絡調整等を踏まえていることがわかるよう、通所支援計画に連携の具体的方法等を記載することが必要であるが、この連携の具体的方法が記載されていなかった。
- 障害児相談支援事業所の相談支援専門員が開催する担当者会議に出席したことをもって、加算を算定していた。
- 会議を行った場合に、出席者や開催日時、その内容の要旨及び計画に反映させるべき内容の記録がなかった。

【よくある質問】

関係機関連携加算と保育・教育等移行支援加算の関係

(1) 関係機関連携加算】

①関係機関連携加算（I）

対象利用児が通う他の関係機関（障害児通所支援事業等の障害児サービスは除く）と個別支援計画に関する会議を開催し、日常的な連絡調整を行う。

②関係機関連携加算（II）

利用児が新たなライフステージに移行する際の連絡調整に対する加算。

(2) 保育・教育等移行支援加算

保育園、幼稚園に移行し、退所する児童の居宅訪問して相談援助を行う。

【保育・教育等移行支援加算】

対象サービス	加算要件
児童発達支援 放課後等デイ サービス	障害児の有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握を行ったうえで、地域において保育、教育等を受けられるよう支援を行ったことにより、障害児通所支援事業所を退所して保育所等に通うことになった障害児に対して、退所後30日以内に居宅等を訪問して相談援助を行った場合。

《注意事項》

- 次のいずれかに該当する場合には算定不可。
 - ・病院又は診療所へ入院する場合
 - ・他の社会福祉施設へ入所する場合
 - ・学校教育法1条に規定する学校（幼稚園を除く）に入学する場合（学校教育法第1条：この法律で学校とは幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする）
 - ・死亡退所の場合
- 加算の対象となる移行支援及び相談援助を行った場合には、日付及びその内容の要点に関する記録を行うこと。

《主な指摘事項》

- 留意事項通知に示された移行支援の内容の記録がなかった。
- 保育園等に通所するようになっているが、障害児通所支援事業を引き続き利用している児童にも加算を算定していた。

【福祉・介護職員処遇改善加算】

対象サービス	加算要件
児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援	福祉・介護職員の賃金改善等について、一定の基準に適合する取組みを実施している場合。 詳しくは、福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和4年7月22日障障発 0722 第1号）を確認してください。

《主な指摘事項》

- 書面により従業者へ周知を行うと計画されていたが、その書面がなく、周知されているかどうかを確認できなかった。

【栄養士配置加算】

対象サービス	加算要件
児童発達支援	管理栄養士又は栄養士を1名以上配置し、障害児の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全及び衛生に留意した適切な食事管理を行った場合。

《主な指摘事項》

- 加算対象の職員に変更が生じたが届出がされていなかった。

【初回加算】

対象サービス	加算要件
保育所等訪問支援	新規に保育所等訪問支援計画を作成した障害児に対して、訪問支援員が初めて又は初回の指定保育所等訪問支援を行った日の属する月に指定保育所等訪問支援を行った際に、児童発達支援管理責任者が同行し、その旨を記録した場合。

《主な指摘事項》

- 児童発達支援管理責任者が同行したことが記録ではわからなかった。

【記録の整備（重要）】

各種加算の算定は、算定要件に該当する支援の内容、場所、時間、人などの情報の記録を残さなければならない。

記録が無いものはサービスを提供していても返還を求めることがあります。

【参照】

基準省令（サービスの提供の記録）

第21条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供した際は、当該指定児童発達支援の提供日、内容その他必要な事項を当該指定児童発達支援の提供の都度記録しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、前項の規定による記録に際しては、通所給付決定保護者から指定児童発達支援を提供したことについて確認を受けなければならない。

解釈通知（10）サービスの提供の記録（基準第21条）

① 基準第21条第1項は、通所給付決定保護者及び指定児童発達支援事業者が、その時点での指定児童発達支援の利用状況等を把握できるようにするため、指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供した際には、当該指定児童発達支援の提供日、提供したサービスの具体的内容、利用者負担額等に係る必要な事項を記録しなければならないこととしたものである。

② 同条第2項は、前項の指定児童発達支援の提供の記録について、指定児童発達支援の提供に係る適切な手続を確保する観点から、通所給付決定保護者からの確認を得なければならないこととしたものである。

【最後に】

今後の児童福祉法等の改正等

（参考資料：令和4年度厚生労働関係部局長会議資料）

（参考資料：全国厚生労働関係部局長会議資料（令和5年1月））

○児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことの明確化や、類型の一元化

○放課後等デイサービスの対象児童の見直し

○障害児入所施設の入所児童等が地域生活等へ移行する際の調整の責任主体の明確化

○こども家庭庁の概要

事務連絡
令和4年12月26日

各都道府県・市町村保育主管課
各都道府県・指定都市・中核市障害児支援担当課 御中

厚生労働省子ども家庭局保育課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

保育所等におけるインクルーシブ保育に関する留意事項等について

令和4年11月30日、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第159号。以下「改正省令」という。）が公布され、令和5年4月1日より施行されます。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第8条及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第10条の規定により、児童福祉施設及び家庭的保育事業所等（以下「保育所等」という。）が他の社会福祉施設を併設している場合であっても、入所している者の居室、各施設に特有の設備、入所している者の保護に直接従事する職員（以下「特有の設備・専従の人員」という。）については併設する施設の設備・職員を兼ねることができないこととされております。

この規定に基づき、例えば、保育所等に児童発達支援事業所が併設されている場合において、保育所等を利用する児童と児童発達支援事業所を利用する障害児とともに、「特有の設備」である当該保育所等の保育室において保育することは、仮に両児童を保育するのに必要な保育士や面積が確保されている場合であっても、認められないこととなっております。

今般、こうした点について、地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会（令和3年12月取りまとめ）における議論も踏まえ、保育所等の設備や職員を活用した、社会福祉サービスを必要とする児童等の社会参加への支援が進むよう、改正省令第一条及び第五条の規定により、上記規定に例外規定を設け、必要な保育士や面積を確保することを前提に、利用児童の保育に支障が生じない場合に限り、保育所等について他の社会福祉施設との併設を行う際に、特有の設備・専従の人員についても共用・兼務できることとしました。

同様に、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）第5条等において、児童発達支援事業所等（児童発達支援事業所、児童発達支援センター及び医療型児童発達支援センターをいう。以下同じ。）において障害児の発達支援に従事する職員について、専従規定

が設けられているため、保育所等に児童発達支援事業所等が併設されている場合に、当該職員が保育所等を利用する児童に支援を行うことができないことから、同条等について、改正省令第三条の規定により、障害児の支援に支障がない場合に限り、保育所等を利用する児童への支援も行うことができることとしました。

つきましては、具体的な留意事項等について以下のとおり整理していますので、各都道府県・市区町村の保育担当部局におかれては貴管内の保育所等に対して、各都道府県・指定都市・中核市障害児支援担当課におかれては貴管内の児童発達支援事業所等に対して、当該内容を十分御了知の上、遺漏なく周知していただくようお願いいたします。

記

1. 実施に当たっての具体的な留意事項等

①児童発達支援事業所等との併設・交流について

(1) 保育所等と児童発達支援事業所等が併設されている場合において、各施設に特有の設備・専従の人員の共用・兼務を行う際は、以下の要件を満たす必要がある。

- ・ 保育所部分、児童発達支援事業所等部分のそれぞれにおいて、各事業の対象となる児童の年齢及び人数に応じて各事業の運営に必要となる職員が配置されていること（例：保育所の満3歳児40人が、併設する児童発達支援事業所の障害児20人と交流する場合、保育士の人員の基準については、それぞれ、保育所として満3歳児40人の基準である保育士2人以上、児童発達支援事業所として障害児20人の基準である保育士4人以上を満たしている必要がある。）
- ・ 交流を行う設備（保育室等）については、各事業の対象となる児童の年齢及び人数に応じて各事業において必要となる面積を合計した面積が確保されていること（例：交流を行う保育室の面積について、それぞれの面積基準に基づき、保育所として30㎡必要、児童発達支援事業所として20㎡必要な場合、保育室の面積は50㎡以上必要となる。）

(2) また、改正省令により、例えば、保育所と児童発達支援事業所等が、一日の活動の中で、設定遊び等において、こどもが一緒に過ごす時間を持ち、それぞれの人員基準以上の保育士等が混合して支援を行う等、一体的な支援が可能となるが、その交流の際、「障害児の支援に支障がない場合」として留意すべき点は以下の通りである。

- ・ 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準第27条第1項に規定される「児童発達支援計画」において、保育所等との交流における具体的なねらい及び支援内容等を明記し、障害児又はその保護者に対して説明を行い、同意を得ること
- ・ 障害児一人一人の児童発達支援計画を考慮し、一日の活動の中で発達支援の

時間が十分に確保されるように留意すること

- ・ 通所する障害児やその保護者に対して、交流のねらいや障害児が共に過ごし、互いに学び合うことの重要性を丁寧に説明すること
- ・ 障害児の発達状態及び発達の過程・特性等を理解し、一人一人の障害児の障害種別、障害の特性及び発達の状況に応じた適切な支援及び環境構成を行うこと
- ・ 交流を行うにあたり、複数のグループに分かれて交流することや、一部の障害児のみが交流を行うことも想定されるが、その際には障害児の障害特性や情緒面への配慮、安全性が十分に確保される体制を整えるよう留意すること
- ・ 交流を行う際の活動等については、障害児の障害特性や発達の段階等の共通理解が図られた上で設定されることが望ましいことから、交流する保育所等の保育士等も交えながら検討していくこと
- ・ 支援を行う際には、「児童発達支援ガイドライン」の内容を参照し、また、「保育所保育指針」（平成 29 年厚生労働省告示第 117 号）等の内容についても理解することが重要であること

②児童発達支援事業所等以外の社会福祉施設との併設・交流について

- 保育所等のサービスの対象である乳幼児を対象として通所での預かりを行う、一時預かり事業、病児保育事業及び地域子育て支援拠点事業を行う施設と保育所等が併設されている場合において、各施設に特有の設備・専従の人員の共用・兼務を行う際、①（１）で示した要件に準じた要件を満たす場合には、「その行う保育に支障がない場合」として取り扱って差し支え無い。
- なお、上記①、②を踏まえ、保育所等とその併設先となる児童発達支援事業所等及び上記の児童発達支援事業所等以外の社会福祉施設（以下「社会福祉施設等」という。）において、共用・兼務が可能となる各施設に特有の設備・専従の人員及びその際の留意事項は別紙の参考①、②のとおりであるので留意すること。

2. その他

①運営費の公定価格上の算定方法について

例えば、保育所において、児童発達支援事業所等の障害児と交流する場合における保育所への公定価格上の算定方法としては、あくまで交流しているものと整理し、保育所に対しては元々の利用児童数分のみを算定すること。

②施設整備等に係る財産処分との関係について

保育所等と社会福祉施設等の併設・交流に当たり、補助金等の交付を受けて整備

された保育所等について、本来の事業の目的として使用せずに他の用途に使用する場合は、施設等の転用として財産処分の手続が必要となるが、本来の事業目的に支障を及ぼさない範囲で他の用途に使用する場合には一時使用に該当する場合には手続が不要となるため、「多様な社会参加への支援に向けた地域資源の活用について」（令和3年3月31日付け通知）1（4）で示した取扱いも踏まえ適切な手続を行うこと。

③多様な社会参加の支援に向けた保育所等の活用等について

今回の改正省令と関連する取組として、「多様な社会参加への支援に向けた地域資源の活用について」（令和3年3月31日付け通知）において、空きスペースを活用し、本来の業務に支障の無い範囲であれば積極的な事業の実施が可能である旨お示ししているところであり、当該通知に沿って、引き続き、保育所等の地域資源を活用し、こども食堂の実施等、多様な社会参加への支援に向けた取組を進めていただきたい。

また、保育所等の多機能化や他の機関との連携に関しては、②でお示した社会福祉施設等以外にも、放課後児童クラブ、利用者支援事業等の施設等との併設・交流も考えられるが、その際に共用・兼務が可能となる設備・人員の考え方については、「地域の実情に合った総合的な福祉サービスの提供に向けたガイドライン（改訂版）」（令和4年6月）において既にお示ししているところであり、当該ガイドラインに沿って取組を進めていただきたい。

以上

○本件についての問合せ先

<保育所等に関する事>

厚生労働省子ども家庭局保育課

T E L : 03-5253-1111 (内線 4852, 4853)

E-mail : hoikuka@mhlw.go.jp

<児童発達支援事業所等に関する事>

厚生労働省厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

障害福祉課障害児・発達障害者支援室 障害児支援係

T E L : 03-5253-1111 (内線 3037, 3102)

【参考①：保育所等の人員及び設備基準】

- 改正省令により、保育所等と社会福祉施設等（児童発達支援事業所等（児童発達支援事業所、児童発達支援センター及び医療型児童発達支援センターをいう。）並びに1②に掲げる一時預かり事業、病児保育事業及び地域子育て支援拠点事業を行う施設をいう。以下同じ。）が併設されている場合において、社会福祉施設等の児童への支援にも用い又は支援も行うことが可能となる保育所等に特有の設備・専従の人員は下線部。
- なお、下線部以外の各施設に特有の設備・専従の人員以外の設備・人員については、「地域の実情に合った総合的な福祉サービスの提供に向けたガイドライン（改訂版）」（令和4年6月）において、共用・兼務が可能であることを既に示している。

	人員	設備
保育所	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>保育士</u> ・ 嘱託医 ・ 調理員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>乳児室・ほふく室</u> ・ <u>屋外遊技場</u> ・ <u>保育室・遊戯室</u> ・ 医務室 ・ 調理室 ・ 便所 ・ 軽便消火器等の消化器具、非常口その他非常災害に必要な設備
小規模保育事業 (A・B型)	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>保育士</u> ・ 嘱託医 ・ 調理員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>乳児室・ほふく室</u> ・ <u>屋外遊技場</u> ・ <u>保育室・遊戯室</u> ・ 調理設備 ・ 便所 ・ 軽便消火器等の消化器具、非常口その他非常災害に必要な設備
小規模保育事業 (C型)	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>家庭的保育者</u> ・ 嘱託医 ・ 調理員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>乳児室・ほふく室</u> ・ <u>屋外遊技場、</u> ・ <u>保育室・遊戯室</u> ・ 調理設備 ・ 便所 ・ 軽便消火器等の消化器具、非常口その他非常災害に必要な設備
家庭的保育事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>家庭的保育者</u> ・ 嘱託医 ・ 調理員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>乳幼児の保育を行う専用の部屋</u> ・ <u>屋外における遊戯等に適した広さの庭</u> ・ 調理設備 ・ 便所 ・ 軽便消火器等の消化器具、非常口その他非常災害に必要な設備
事業所内保育事業	※定員 20 名以上：保育所の基準と同様 ※定員 19 名以下：小規模保育事業（A・B型）と同様	

【参考②：社会福祉施設等の人員及び設備基準】

- 改正省令により、社会福祉施設等において、保育所等との併設・交流に当たり、保育所等の児童への支援にも用い又は支援も行うことが可能となる各施設に特有の設備・専従の人員は下線部。
- なお、下線部以外の各施設に特有の設備・専従の人員以外の設備・人員については、「地域の実情に合った総合的な福祉サービスの提供に向けたガイドライン（改訂版）」（令和4年6月）において、共用・兼務が可能であることを既に示している。

	人員	設備	留意事項
児童発達支援	<p>【児童発達支援センター（福祉型）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 嘱託医 ・ <u>児童指導員又は保育士</u> ・ 機能訓練担当職員 ・ 看護職員 ・ 栄養士 ・ 調理員 ・ 児童発達支援管理責任者 	<p>【児童発達支援センター（福祉型）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>指導訓練室</u> ・ <u>遊戯室</u> ・ <u>屋外遊技場、医務室、相談室</u> ・ <u>調理室</u> ・ <u>静養室</u> ・ <u>聴力検査室</u> ・ <u>指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品</u> ・ <u>消化設備その他非常災害に際して必要な設備</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 記1①に記載の具体的な留意事項等を踏まえること。
	<p>【児童発達支援事業所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>児童指導員又は保育士</u> ・ 機能訓練担当職員 ・ 看護職員 ・ 児童発達支援管理責任者 	<p>【児童発達支援事業所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>指導訓練室</u> ・ <u>指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品</u> ・ <u>訓練に必要な機械器具等</u> ・ <u>消化設備その他非常災害に際して必要な設備</u> 	
医療型児童発達支援	<p>【児童発達支援センター（医療型）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>保育士</u> ・ <u>児童指導員</u> ・ <u>理学療法士又は作業療法士</u> ・ 機能訓練担当職員 ・ 看護職員 ・ 児童発達支援管理責任者 	<p>【児童発達支援センター（医療型）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>指導訓練室</u> ・ <u>屋外訓練場</u> ・ <u>相談室</u> ・ <u>調理室</u> ・ <u>浴室及び便所には手すり等身体機能の不自由を助ける設備</u> ・ <u>消化設備その他</u> 	

		<p><u>非常災害に際して必要な設備</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>医療法に規定する診療所に必要とされる設備</u> 	
一時預かり事業	<p>【一般型】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>保育従事者（保育所に準じ、子どもの人数に応じた数）</u> <p>【地域密着 II 型】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>乳幼児を処遇する者</u> 	<p>【一般型】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>必要な設備（保育所に準じ、子どもの人数に応じた設備（医務室、調理室及び屋外遊戯場を除く））</u> ※ <u>食事の提供を行う場合は、調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備</u> <p>【地域密着 II 型】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>実施場所で兼務が可能な人員</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>保育従事者について、一体的に行う保育所の職員による支援を受けることができ、当該職員が保育士である場合に兼務可能。</u>
病児保育事業	<p>【病児対応型】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>病児の看護を担当する看護師等</u> ・ <u>保育士</u> <p>【病後児対応型】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>病後児の看護を担当する看護師等</u> ・ <u>保育士</u> <p>【体調不良児対応型】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>看護師等</u> 		
地域子育て支援拠点事業	<p>【一般型】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>子育て親子の支援に関して意欲があり、子育てに関する知識・経験を有する者（専任である2名を除く。）</u> <p>【経過措置（小規模型指定施設）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>育児、保育に関する相談指導等について相当の知識・経験を有する者（専任である1</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>適当な設備</u> ・ <u>授乳コーナー、流し台、ベビーベッド等</u> 	

	<p>名を除く。)</p> <p>【連携型】</p> <ul style="list-style-type: none"> 子育て親子の支援に関して意欲があり、子育てに関する知識・経験を有する者（専任である1名を除く。） 		
--	---	--	--

子 発 1228 第 1 号
障 発 1228 第 4 号
令和 4 年 1 2 月 2 8 日

各 都 道 府 県 知 事 殿
各 指 定 都 市 ・ 中 核 市 市 長

厚 生 労 働 省 子 ど も 家 庭 局 長
(公 印 省 略)
厚 生 労 働 省 社 会 ・ 援 護 局 障 害 保 健 福 祉 部 長
(公 印 省 略)

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令について（通知）

この度、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和 4 年厚生労働省令第 175 号。以下「改正省令」という。）が公布され、令和 5 年 4 月 1 日より施行されます。本改正の趣旨及び内容は下記のとおりですので、内容を十分御了知の上、貴管内の施設に対して遅滞なく周知をお願いするとともに、各都道府県知事におかれましては、管内市区町村に対して周知し、その運用に遺漏のないよう配意願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

第一 改正の趣旨

令和 4 年 9 月に静岡県牧之原市の幼保連携型認定こども園において、送迎用バスに園児が置き去りにされ、亡くなる事案が起きたことを受け、こども政策担当大臣を議長とする関係府省会議が開催され、幼児等の所在確認と安全装置の装備の義務付けを含む「こどものバス送迎・安全徹底プラン」が 10 月に取りまとめられた。

これを受け、都道府県が条例で児童福祉施設、家庭的保育事業所等及び障害児通所支援事業所の運営に関する基準を定めるに際し、従わなければならない国の基準（児童福

祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 15 号）、児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 16 号）及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）にバス送迎に当たっての安全管理の徹底に係る規定を加える改正を行うものである。

また、上記の施設又は事業所以外のものであって、児童等を入所等させる施設及び事業所のうち、厚生労働省令において運営等に関する基準が定められている放課後児童健全育成事業所についても、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）において、バス送迎に当たっての安全管理の徹底に係る規定を加える改正を行うものである。

第二 改正の内容

1 本則

改正省令により、以下 2 点を義務付ける。

- ① 園児等の通園や園外活動等のために自動車を運行する場合、園児等の自動車への乗降車の際に、点呼等の方法により園児の所在を確認すること。
- ② 通園用の自動車を運行する場合は、当該自動車にブザーその他の車内の園児等の見落としを防止する装置を装備し、当該装置を用いて、降車時の①の所在確認をすること。

上記①、②の義務付けの対象となる施設等は以下のとおりである。

義務付け 事項①	児童福祉施設（助産施設、児童遊園及び児童家庭支援センターを除く。）、指定障害児入所施設、地域型保育事業所、指定障害児通所支援事業所及び放課後児童健全育成事業所
義務付け 事項②	保育所、地域型保育事業所（居宅訪問型保育事業所を除く。）、指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターを含む。）及び放課後等デイサービス事業所

2 附則

(1) 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日とする。

(2) 経過措置

1 ②の規定については経過措置を設け、ブザーその他の車内の園児の見落としを防止する装置を備えることが困難である場合は、令和6年3月31日までの間、車内の園児の所在の見落としを防止するための代替的な措置を講ずることとして差し支えないこととする。

第三 留意事項

1 所在確認

第二1①の所在確認は、送迎用バスの運行に限らず、園外活動ほか園児等の移動のために自動車を運行するすべての場合が対象となる。

2 安全装置に係る義務付けの対象となる自動車

通園を目的とした自動車のうち、座席（※）が2列以下の自動車を除く全ての自動車が原則として安全装置に係る義務付けの対象となる。

なお、座席が2列以下の自動車と同様に義務付けから除外される「その他利用の態様を勘案してこれと同程度に園児の見落としのおそれが少ないと認められるもの」については、例えば、座席が3列以上あるものの、園児が確実に3列目以降を使用できないように園児が確実に通過できない鍵付きの柵を車体に固着させて2列目までと3列目以降を隔絶することなどが考えられるが、安全装置が義務付けられる経緯・趣旨に鑑み、その判断は十分慎重に行うこと。

（※）「座席」には、車椅子を使用する園児が当該車椅子に乗ったまま乗車するためのスペースを含む。

3 装備すべき安全装置

「ブザーその他の車内の園児の見落としを防止する装置」は、国土交通省が12月20日に策定・公表した「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」に適合するものであることが求められること。なお、本ガイドラインに適合する装置については、今後、内閣府において、国土交通省と連携し、一覧化したリストを作成・公表する予定であり、当該リストを参考に選定することが可能であること。

4 実効性の確保

改正省令の対象となる各施設の設置者が、本義務付けに違反した場合は、児童福祉法第 45 条等の規定に抵触し、改善勧告等の対象になり得るものであり、改善が見られない場合は、同法第 46 条等の規定による事業停止命令及び同法第 61 条の 4 等の罰則の対象になりうること。

5 施行期日

本改正に伴い、各都道府県等においては条例の改正を要するため、施行期日を令和 5 年 4 月 1 日としているが、所在確認は、法令上の直接的な規定の有無にかかわらず、徹底すべきであり、置き去りが生じないよう徹底されたいこと。

6 経過措置

装備すべき安全装置の導入が困難な場合も考えられるため、令和 6 年 3 月 31 日までの間、代替的な措置を講ずることとしているが、本義務付けの新設の趣旨に鑑み、可能な限り令和 5 年 6 月末までに導入するよう努めていただきたい。

なお、経過措置期間内において安全装置の装備がなされるまでの間についても、バス送迎における安全管理を徹底するとともに、例えば、運転席に確認を促すチェックシートを備え付けるとともに、車体後方に園児の所在確認を行ったことを記録する書面を備えるなど、園児が降車した後に運転手等が車内の確認を怠ることがないようにするための所要の代替措置を講ずること。

以上

【問い合わせ先】

< 保育所、地域型保育事業所に関する事 >

厚生労働省子ども家庭局保育課

T E L : 03-5253-1111 (内線 4852, 4853)

E-mail : hoikuka@mhlw.go.jp

< 児童養護施設等に関する事 >

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

T E L : 03-5253-1111 (内線 4867, 4868)

E-mail : kateihukushi@mhlw.go.jp

< 放課後等児童健全育成事業所に関する事 >

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課健全育成係

T E L : 03-5253-1111 (内線 4966, 4845)

E-mail : clubsenmon@mhlw.go.jp

< 児童発達支援事業所等に関する事 >

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

障害児・発達障害者支援室 障害児支援係

T E L : 03-5253-1111 (内線 3037, 3102)

E-mail : shougaijishien@mhlw.go.jp

こどものバス送迎・安全徹底マニュアル

※ 本マニュアルは、保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校におけるバス送迎に当たり、こどもの安全・確実な登園・降園のための安全管理の徹底に関するマニュアルです。

みんなの点呼で
幼い生命を守る。

令和4年10月12日

内閣官房
内閣府
文部科学省
厚生労働省

施設長・園長のみなさんへのお願い(本マニュアルの使い方)

本マニュアルは、園(注)の現場で送迎にかかわるすべての人を対象に作成しています。

- ・既にある園のマニュアルに追加して使用する、マニュアルを見直す際に参考にするなど、各園での取組の補助資料としてご活用ください。
- ・「1. 毎日使えるチェックシート」は、日々の送迎時におけるこどもの見落とし防止にすぐに活用いただけるシートです。チェックシートを運転手席に備え付けておくなどして、ご活用ください。
- ・「2. 園の体制の確認」「3. 送迎業務モデル例」は、日々の園の取組について、立ち止まって確認いただきたいことについてまとめました。これらを参考に、園長自ら定期的に園での取組状況を確認するとともに、園長のリーダーシップの下、研修や職員会議等の機会に送迎業務モデル例を用いて園の取組の振り返りや認識合わせをするなど、各園の実情に応じてご活用ください。
- ・その他、「4. ヒヤリ・ハットの共有」「5. こどもたちへの支援」「6. 送迎用バスの装備等」は、留意いただきたい点をまとめています。園長や主任職員、担任職員、運転手等の皆様には是非ご一読いただき、日々の保育・教育等に活かしていただくようお願いいたします。

(注)「園」には、保育所及び特別支援学校も含む。以下、本マニュアルにおいて同じ。

<目 次>

1. 毎日使えるチェックシート	3
2. 園の体制の確認	4
3. 送迎業務モデル例	5
4. ヒヤリ・ハットの共有	7
5. こどもたちへの支援	7
6. 送迎用バスの装備等	8

* 毎日使えるチェックシート(印刷用)は最終ページです。

1. 毎日使えるチェックシート

- バス送迎をどなたが担当しても、確実に見落としを防ぐことが重要です。
- 最終ページのシートを印刷して運転手席に備え付けておくなどして、見落としがないかの確認を毎日確実に行いましょう。

※活用例

10月1日(月): **登園** / 降園

- 同乗職員は、
バスに乗る こどもの数を数えた。
- 同乗職員は、
バスから降りた こどもの数を数え、
全員が降りたことを確認した。
- 同乗職員は、
連絡のない こどもの欠席について、
出席管理責任者に確認した。
- 運転手は、バスを離れる前に、
車内に こどもが残っていないことを、
椅子の下まで見落としがないか見て、
確認した。

運転手: _____

同乗職員: _____

上記報告を受けた: _____

2. 園の体制の確認

バス送迎におけるこどもの安全の確保のためには、

- 全職員・関係者が共通認識をもって取り組むこと
- 園長の責任の下で、こどもの安全・確実な登園・降園のための安全管理を徹底する体制を作ることが重要です。

※ 園長自ら体制を定期的に確認しましょう。特に年度初めや職員の異動がある場合には必ず確認するようにしましょう。

(安全管理の体制づくり)

- 送迎時の具体的な手順と役割分担を定めたマニュアル等を作成している。
- 出欠確認を行う時間、記録や共有方法等のルールを定めている。
- 運転手の他に職員が同乗する体制を作っている。
- 定期的に研修等を実施している。
- マニュアル等について全職員に周知・徹底している。
- マニュアル等を送迎用バス内、又は全職員が分かる場所に設置している。

※通常送迎用バスを運転・同乗する職員とは別の職員等が対応する場合に備え、運転・同乗する職員以外の職員も研修の参加対象とすることか必要です。

- ヒヤリ・ハットを共有する体制を作っている。
- 送迎用バスの運行を外部業者に委託している場合は、園で運行する場合と同様の安全管理体制を敷いているか確認している。

(保護者との連絡体制の確保)

- 保護者に、欠席等の理由により送迎用バスを利用しない場合の園への連絡の時間や方法等のルールを伝えている。
- 園の送迎用バスのマニュアルを保護者と共有している。

※園の取組を保護者に伝え、日頃から理解・協力を得ることが大切です。

(園長の責務)

- 園長は現場の責任者として、高い意識を持って、こどもの命を守るための安全管理に取り組んでいる。
- 園長は、職員相互の協力体制を築き、職員とともに安全管理に取り組んでいる。

3. 送迎業務モデル例

※バス送迎業務のモデル例をまとめました。各園の業務の組立ての参考にしてください。

①登園時

事前準備

- 運転手は、車両の点検（ライト、ランプの動作確認等）をしている。
- 園長・主任職員等は、運転手の健康状態を確認している。
- 出席管理責任者は、当日の出欠を確認し、乗車名簿に反映している。
- 出席管理責任者は、乗車名簿を運転手、同乗職員、園長、主任職員、担任（担当）職員と共有している。
- 同乗職員は、緊急連絡用の携帯電話等が車内に準備されているか、乗車前に確認している。

乗車時（こどもが所定の場所で順次乗車）

- 同乗職員は、こどもの顔を目視し、点呼等し、乗車を確認し、記録している。
- 同乗職員は、バス停に乗車すべきこどもがいない場合や乗車しないはずのこどもがいる場合などは、速やかに出席管理責任者に連絡している。
⇒□ 連絡を受けた出席管理責任者は、保護者に速やかに連絡して確認している。
- 運転手は、乗車したこどもの着席を確認してから発車している。

降車時（園に到着後、こどもが一斉に降車）

- 同乗職員は、こどもの顔を目視し、点呼等し、降車を確認し、記録している。
- 運転手は、見落としがないか、車内の先頭から最後尾まで歩き、座席下や物かけなども含め一列ずつ車内全体を見回り、確認している。
⇒□ その日の確認業務を補助する職員も同様に確認している。
- 運転手は、バスの置き去り防止を支援する安全装置が動作していることを確認している。

※「出席管理責任者」や「その日の確認業務を補助する職員」は、各園の実情に応じて主任職員等と兼務することも考えられます。

降車後（こどもが全員降車後）

- 担任（担当）職員は、乗車名簿とその日の出欠状況を照合し、出席管理責任者に報告している。
- ⇒□ 情報に齟齬がある場合、出席管理責任者は、速やかに出欠について確認を行うとともに、園長等に報告している。
- 車内清掃・点検等を行う者は、見落としがないか最終確認している。

②降園時

事前準備～乗車時（こどもが一斉に乗車）

- 出席管理責任者は、当日の出欠を反映させた乗車名簿を運転手、同乗職員、園長、主任職員、担任（担当）職員と共有している。
- 同乗職員は、緊急連絡用の携帯電話等が車内に準備されているか、乗車前に確認している。
- 同乗職員は、こどもの顔を目視し、点呼等し、乗車を確認し、記録している。

降車時（こどもが所定の場所で順次降車）

- 同乗職員は、こどもの顔を目視し、点呼等し、降りる場所でこどもを保護者に引き渡したことを確認し、記録している。
- 運転手は、降車したこどもの安全を確認してから発車している。

降車後（こどもが全員降車後）

- 運転手は、見落としがないか、車内の先頭から最後尾まで歩き、座席下や物かけなども含め一列ずつ車内全体を見回り、確認している。
- ⇒□ その日の確認業務を補助する職員も同様に確認している。
- 運転手は、バスの置き去り防止を支援する安全装置が動作していることを確認している。
- 車内清掃・点検等を行う者は、見落としがないか最終確認している。

※ 送迎用バス内におけるこどもの席を指定しておくことは、所在確認をしやすくし、見落としを防止する効果が期待されます。

4. ヒヤリ・ハットの共有

※ 以下のポイントも、こどもの安全を守る上で重要です。

園長のリーダーシップの下、園の実情に応じて毎日の安全管理の取組に盛り込むことが重要です。

- ヒヤリ・ハット事例に気付いた職員は、すぐに園長に報告することとしている。
- ヒヤリ・ハット事例について職員間で共有する機会を設けるとともに、日頃から報告しやすい雰囲気づくりを行っている。
- 報告のあったヒヤリ・ハット事例を踏まえ、再発防止策を講じている。

※ 安全は日々の積み重ねで築かれます。職員の入れ替わり、こどもの入れ替わり等がありますので日々学び続けることが重要です。ヒヤリ・ハットから学び続ける姿勢が園の安全管理に関する機運を高めます。

※ 日々のミーティングや、定例の職員会議等でヒヤリ・ハットを取り上げる時間を設け、また、報告者に感謝を示す等して報告を推奨することが大切です。こうした取組によって、安全管理を大切にすることが職員の共通認識となります。

5. こどもたちへの支援

- 大人が万全の対応をすることでこどもを絶対に見落とさないことが重要ですが、万が一車内に取り残された場合の危険性をこどもたちに伝えるとともに、緊急時には外部に助けを求めるための行動がとれるよう、こどもの発達に応じた支援を行うことも考えられます。
- その際、こどもたちが園生活を通じてのびのびと育つことを第一に考え、送迎用バスに乗ることに不安を与えないよう十分留意する必要があります。

[支援の例]

- ・ 周囲に誰もいなくなってしまった場合を想定してクラクションを鳴らす訓練を実施
- ・ 乗降口付近に、こどもの力でも簡単に押せ、エンジンを切った状態の時だけクラクションと連動して鳴らすことができるボタンを設置

6. 送迎用バスの装備等

(置き去り防止を支援する安全装置について)

- 園の送迎用バスについて、置き去り防止を支援する安全装置の装備を義務化します。
- バスの置き去り防止を支援する安全装置については、現在、様々な企業が開発に取り組んでいるところですが、安全装置として必要とされる仕様に関するガイドラインを国として令和4年中に定めることとしています。
- 園での購入・設置に当たっては、ガイドラインに適合している製品かどうかにご留意してください。
※ ガイドラインに適合している製品について、ウェブサイトに掲載する等の対応を予定しています。
- 安全装置の装備後は、定期的に、動作していることを確認することが必要です。日々の送迎時において動作を確認するほか、園の安全計画等に定期的な点検について記載し、対応してください。

(ラッピング・バス等について)

- 紫外線等を防止しこどもの健康や安全を守る等の観点から、送迎用バスにラッピングやスモークガラス等を使用する場合は、こどもの状況や保護者の意見なども踏まえて各園において適切な対応を決めていくことが重要です。
- その際、外から車内の様子がほとんど見えないほどのラッピングやスモークガラス等を使用することは、車内のこどもの存在が、外から全く気付いてもらえなくなってしまう、置き去りによる事故発生リスクを高めることにつながりますので、避けるべきと考えられます。

※本ページをコピーしてご利用ください。

月 日(): 登園 / 降園

- 同乗職員は、
バスに乗る こどもの数を数えた。
- 同乗職員は、
バスから降りた こどもの数を数え、
全員が降りたことを確認した。
- 同乗職員は、
連絡のない こどもの欠席について、
出席管理責任者に確認した。
- 運転手は、バスを離れる前に、
車内に こどもが残っていないことを、
椅子の下まで見落としがないか見て、
確認した。

運転手: _____

同乗職員: _____

上記報告を受けた: _____

送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置の ガイドライン

令和4年12月20日

送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置の仕様に関する
ガイドラインを検討するワーキンググループ

1. はじめに

令和3年7月に福岡県中間市の保育所で男児が通園バスに置き去りにされ死亡した事案が発生し、令和4年9月5日にも、静岡県牧之原市の認定こども園で、送迎用バスに置き去りにされた女児が熱中症により死亡するという大変痛ましい事案が発生した。

静岡県で起きた事案の主な原因は、園児のバス降車時に、運転手、乗務員ともに、送迎用バスに園児が残っていないか確認を行わなかったこと、降車時の人数確認等を手順として決めていなかったこと等にあった。

以上を踏まえ、「保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚部におけるバス送迎に当たっての安全管理の徹底に関する関係府省会議」が開催され、国土交通省はオブザーバとして参加するとともに、10月12日に開催された第4回会議において「こどものバス送迎・安全徹底プラン～バス送迎に当たっての安全管理の徹底に関する緊急対策～」が取りまとめられた。

●緊急対策の概要

※「こどものバス送迎・安全徹底プラン～バス送迎に当たっての安全管理の徹底に関する緊急対策～」から抜粋

- ① 所在確認や安全装置の装備の義務付け
誰が運転・乗車するかにかかわらず、バスの乗車・降車時に、幼児等の所在の確認が確実に行われるようにするため、府省令等の改正により、幼児等の所在確認と安全装置の装備を義務付ける。
- ② 安全装置の仕様に関するガイドラインの作成
安全装置の装備が義務化されることを踏まえ、置き去り防止を支援する安全装置（仮称）の仕様に関するガイドラインを年内にとりまとめる。
- ③ 安全管理マニュアルの作成
車側の対策である安全装置の装備との両輪として、送迎用バス運行に当たって園の現場に役に立ち、かつ、分かりやすく、簡潔な、安全管理の徹底に関するマニュアルを策定する。
- ④ 早期のこどもの安全対策促進に向けた「こどもの安心・安全対策支援パッケージ」
 - (1) 送迎用バスへの安全装置導入支援
 - (2) 登園管理システムの導入支援
 - (3) こどもの見守りタグ（GPS）の導入支援
 - (4) 安全管理マニュアルの動画配信や研修の実施等

「こどものバス送迎・安全徹底プラン」においては、「誰が運転・乗車するかにかかわらず、バスの乗車・降車時に、幼児等の所在の確認が確実に行われるようにする」ことを目的に、園によるマニュアルの運用等のソフトの対策とともに、ハードの対策として「置き去り防止を支援する安全装置（仮称）の仕様に関するガイドライン」について検討することとされた。

本ガイドラインは、国土交通省が車両安全対策検討会の下に設置した「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置の仕様に関するガイドラインを検討するワーキンググループ」における検討の結果として、マニュアルが意図せず遵守されない等のヒューマンエラーを補完することを目的に、当該装置の開発状況や送迎用バスの使用実態等も十分に考慮の上、「幼児等の所在の確認が確実に行われるようにする」ために最低限満たすべき要件等を取りまとめるものである。

1.1. 置き去りを防止する装置の開発状況

置き去り防止を支援する装置として、主に以下の2種類に大別される安全装置の開発が進められている。

1.1.1. 降車時確認式の装置

（備える構造と機能）

- ・ 乗員の降車の際、運転手等が車内に置き去りにされた乗員がいないか確認した上で入力可能な押しボタン等の構造
- ・ 車内に向けて警報を発して運転手等に置き去りにされた乗員がいないか車内の確認を促す機能
- ・ 車内に向けて警報を発してから長時間確認が完了した操作がなされない等、運転手等が車内の確認を忘れて車から離れようとしている場合において、車外に向けて警報を発して乗員の置き去りの可能性があることを知らせる機能

【考え方】

このような構造・機能を備える降車時確認式の装置は、運転手等が警報を終了させる、又は開始しないようにするため押しボタン等への入力操作を行う過程において、車内の確認を促す効力を持つ。

一方、実際に車内に乗員が残っているか、運転手等が確認を行ったか否か等にかかわらず、押しボタン等への入力操作を行うことのみをもって警報が停止することから、故意に車内の確認を行わない運転手等に対して本装置の搭載のみをもって車内の確認を強制することはできず、あくまでも送迎用バスの運行のための園のマニュアルの運用等のソフト面での対策と組み合わせた上で効力を発揮する点に留意が必要である。

なお、車内に運転手等がいると想定される時点においては、まずは車内の運転手等に確認を促すように車内向けに報知を行うこととし、運転手等が車内の確認を行わず

降車してしまったと考えられる時点からは、車外向けの報知を行うこととした。

1.1.2. 自動検知式の装置

(備える構造・機能)

- ・ カメラ等のセンサーにより車内に置き去りにされた乗員を検知する機能
- ・ センサーにより、原動機の停止等の後に置き去りにされた乗員を検知した場合において、車外に向けて警報を発して置き去りにされた乗員を検知したことを知らせる機能
- ・ センサーにより置き去りにされた乗員が検知された場合において、運転手等が車内に置き去りにされた乗員がいないか確認した上で入力可能な押しボタン等の構造

【考え方】

このような構造・機能を備える自動検知式の装置は、運転手等が確認を忘れた場合や、運転手等により確認が行われたにもかかわらず子どもが見つげづらい場所で眠っていた場合等、万一の見落としが起きた場合に有効な装置であると考えられる。

本ガイドライン策定時点において、いかなる条件においても確実に置き去りにされた乗員を検知可能なセンサー性能及び検知範囲を持つ装置は存在しないことから、乗員が座席の下に潜り込んでしまった場合などを想定し、本装置の搭載をもって人による確認が不要となるものではなく、あくまでも送迎用バスの運行のための園のマニュアルの運用等のソフト面での対策と組み合わせた上で効力を発揮する点に留意が必要である。

なお、自動検知式の装置は、運転手等が車外にいる時に検知を行うことを前提とするものであるため、車外に向けた報知のみでよいこととした。

1.1.3. 本ガイドラインにおいて扱う装置の範囲

本ガイドラインで扱う装置の範囲は以下の通り

- ・ 降車時確認式の装置
 - ・ 自動検知式の装置
- ※ これらの装置の機能を組み合わせたものも対象とする。

【考え方】

降車時確認式の装置と自動検知式の装置は、各々異なるヒューマンエラー及び場面への対策であり、前者は運転手等に車内の確認を促し確認忘れを防止すること、後者は運転手等が確認を忘れた場合や、置き去りにされた乗員を見落とししてしまった場合に車外に向けてその旨を知らせることを目的としており、いずれかの機能を有する装置のみを装備したとしても、十分にヒューマンエラーを補完することが期待される。ただし、両者のヒューマンエラーの補完の仕方は異なるため、両方の機能を備える装置を装備することを妨げるものではない。

上記を踏まえ、本ガイドライン上においては降車時確認式の装置、自動検知式の装置及びこれら両方の機能を備える装置について、要件を定めることとする。

【ガイドラインの趣旨】

- こどものバス送迎・安全徹底プランの内容を踏まえ、通園・通学用の自動車（いわゆる「送迎用バス」）に備える置き去り防止を支援する装置を念頭に検討する。ただし、当該自動車以外の車両に対する搭載を妨げるものではない。
- 幼児等の所在の確認が確実に行われるようにすることを目的として送迎用バスの運行のための園のマニュアルの運用等のソフト面の対策と一体で、ヒューマンエラーを補完する役割を果たすために必要なものとして、当該車両の安全装置の開発の方向性や最低限満たすべき要件等を示す。
- ガイドライン作成時点における当該装置の開発状況や送迎用バスの使用実態等も考慮しつつ、当該装置の使用者が導入の時期、具体的な機能等について、その運用実態に合わせて様々な選択肢を検討できるようにするとともに、置き去り防止の支援に真に効果のある車両の安全装置を普及させることが本ガイドラインの目的。
- 本ガイドラインは、将来の技術の発展、社会情勢等を踏まえ適宜見直すものとする。

2. 対象装置

本ガイドラインで対象とする装置は、こどものバス送迎・安全徹底プランの内容を踏まえ、送迎用バスへの装備を念頭に、送迎用バスの運行のための園のマニュアルの運用等のソフト面の対策と一体で幼児等の所在の確認が確実に行われるようにすることを目的とした、ヒューマンエラーを補完する役割を果たす装置とする。

【考え方】

令和4年9月29日にこども政策担当大臣から関係府省に指示された「緊急対策とりまとめに当たっての基本方針」の基本方針の1つとして「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置（仮称）の仕様に関するガイドラインを策定する」ことが掲げられている。

※参考※「緊急対策とりまとめに当たっての基本方針」

（令和4年9月29日、こども政策担当大臣指示）

次に掲げる方針に基づき、緊急対策とりまとめに向けた作業を加速すること。

1. 送迎用バスの安全装置装備について、児童福祉法、認定こども園法及び学校保健安全法等の体系の中で、最も適切な方法で義務化する。
2. 送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置（仮称）の仕様に関するガイドラインを作成する。
3. 車側の対策である安全装置の装備との両輪として、送迎用バス運行に当たって園の現場に役に立ち、かつ、分かりやすく、簡潔な安全管理マニュアルを早急に作成する。
4. 安全装置の義務化、送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置（仮称）の仕様に関するガイドライン及び安全管理マニュアルの作成を踏まえ、園を支援するための措置として、全ての園の送迎用バスの安全装置改修支援、安全管理マニュアルの動画配信や研修の実施、登園管理システム等の普及など財政措置を含め、具体策を取りまとめる。

本ガイドラインが園によるマニュアルの運用等のソフト面の対策との両輪であることから、今回の緊急対策の対象となる通園・通学用の自動車（いわゆる「送迎用バス」）に装備する装置を念頭に、本ガイドラインの対象とする。

ただし、本装置は置き去り防止の支援に資するものであり、園外活動等のための移動も考えられることから、当該自動車以外の車両への本装置の搭載を妨げるものではない。

3. 用語の定義

- 3.1. 「置き去り防止を支援する装置」とは、車両に備えるブザーその他の車内の乗員の見落としを防止する装置であって、降車の際の乗員の所在確認におけるヒューマンエラーを補完することができるものをいう。

【考え方】

今後、内閣府令をはじめとする関係府省令に、保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校等への通園・通学や児童発達支援事業所等への送迎のための自動車（置き去り防止を支援する装置を装備しなくても、確実に園児等の所在確認が行われると考えられる2列以下の自動車等を除く。）を運行する場合は、当該装置を装備し、当該装置を用いて降車の際の所在の確認を行うことを義務付ける規定が新設される予定である。

- 3.2. 「降車時確認式の装置」とは、置き去り防止を支援する装置のうち、運転手等に車内に置き去りにされた乗員がいないか確認することを促す機能を持つ装置をいう。
- 3.3. 「自動検知式の装置」とは、置き去り防止を支援する装置のうちカメラ等のセンサーにより車内に置き去りにされた乗員を検知する機能を持つ装置をいう。
- 3.4. 「原動機の停止等」とは、原動機の停止又は、原動機が停止した状態であって、イグニッションキーの位置が ACC、STOP、OFF 若しくは LOCK に設定されることをいう。
- 3.5. 「警報装置」とは、所在の確認が適切に行われていない旨を音により報知する装置をいう。
- 3.6. 「車内警報」とは、警報装置による警報のうち、車内にいる運転手等に対し当該車内の確認を促すことを目的としたものをいう。

【考え方】

降車時確認式の装置であって、原動機の停止等の直後又は比較的短時間以内に行われる警報は、運転手等が車内にまだいると考えられるため、車内にいる運転手等に対して車内の確認を促すとともに、確認が完了した旨を知らせる操作を行わせることを目的とした警報を行うべきと考えられる。

- 3.7. 「車外警報」とは、警報装置による警報のうち、車外に向けて発せられる、車内に置き去りにされた乗員がいる可能性を知らせることを目的としたものをいう。

【考え方】

下記の状況における警報は、運転手等が既に降車してしまった後であると考えられるため、車外に向けて、置き去りが発生しようとしている又は発生していることを知らせることを目的とした警報を行うべきと考えられる。

- ・ 降車時確認式の装置において、車内警報の開始から長時間が経過したが車内の確認が完了した操作がなされない時
- ・ 自動検知式の装置がセンサーにより置き去りにされた乗員を検知し、警報を開始する場合

- 3.8. 「確認装置」とは、置き去り防止を支援する装置の一部であって、車内に設置された下記のいずれかに該当する装置をいう。
- ・ 降車時確認式の装置にあつては、原動機の停止等の後、運転手等が車内の確認を行い、当該確認が完了したことを示す所定の操作を行うための押しボタン等の構造を有するもの
 - ・ 自動検知式の装置にあつては、置き去りにされた乗員が検知され、警報装置が作動した際に運転手等が車内の確認を行い、当該確認が完了したことを示す所定の操作を行うための押しボタン等の構造を有するもの
- 3.9. 「確認操作」とは、確認装置に対して運転手等が車内の確認が完了したことを示すことを目的として行う所定の操作（押しボタンを押す等）をいう。
- 3.10. 「センサー」とは、自動検知式の装置において、カメラ等により、乗員の置き去りにより生じる車内の変化を検知するための車内に備えられた装置をいう。

4. 一般規定

- 4.1. このガイドラインへの適合は、一般規定、各方式の装置の機能要件（降車時確認式又は自動検知式）、使用上の説明責任、不具合の対応、保証期間に規定されている要件を満たしたものでなければならない。
- 4.2. 置き去り防止を支援する装置の作動又は作動の停止、警報の送信若しくは乗員の置き去りの検知などを目的として無線送信又は検知波の発信を行う置き去り防止を支援する装置は、電波法（昭和 25 年法律第 131 号）等の規定に適合するものでなければならない。

【考え方】

装置への電波法の準拠を確認するためには、例えば特定無線設備の技術基準適合証明等のマークの取得等が挙げられる。また、「等」に含まれるものとして、総務省（旧郵政省）が、平成 2 年 6 月 25 日に電気通信技術審議会から諮問第 38 号「電波利用における人体の防護指針」（昭和 63 年 6 月 27 日諮問）について受けた答申があげられ、本答申が提示する指針に従うことで電波の人体への影響に対する安全性が担保されることとなる。

- 4.3. 置き去り防止を支援する装置は、当該装置が自動車に取り付けられた状態において、当該自動車が道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 76 号）の技術上の基準に適合するものでなければならない。

【考え方】

なお、本装置の機能として、置き去り防止を支援するため、緊急事態の発生を外部に警報することを目的として、自動車に備えられているホーン（警報音発生装置）又はハザードランプ（非常点滅表示灯）を活用することは、保安基準上で許容されている。

- 4.4. 置き去り防止を支援する装置は、作動を停止している際に自動車の性能に影響を及ぼすおそれがないものであり、かつ、当該自動車の安全な運行に影響を及ぼすおそれがないものでなければならない。
- 4.5. 置き去り防止を支援する装置は、当該装置が自動車に取り付けられた状態において、当該装置の故障又はその電源の故障により、当該自動車の安全な運行に影響を及ぼすおそれがないものでなければならない。
- 4.6. 置き去り防止を支援する装置は、運転手等が容易に作動を停止できないように設計されたものでなければならない。

【考え方】

マニュアルが意図せず遵守されない等のヒューマンエラーを補完するという本装置の目的を踏まえれば、運転手等が容易に当該装置の作動を停止することができる設計を許容することは適切ではない。

換言すれば、運転手等が都合の良いタイミングで容易に作動を停止することができない仕様にしなない限り、装置本来の役割を果たせないと考えられることから、装置の作動の停止が容易にできないことを規定した。

例えば運転手等が個別の判断で配線を簡単に切断できるような場所に配置しない等の工夫がなされていることが望ましい。

- 4.7. 置き去り防止を支援する装置及びその構成部品並びにこれらの装置により制御される装置は、運転手等の誤操作等により簡単に壊れる設計でないこと。また、乗員のいたずら等にも配慮された設計であることが望ましい。

【考え方】

運転手等の誤操作等によって簡単に壊れてしまうような設計は不可であるとともに、送迎用バスの乗員としては幼児等のこどもが想定されるため、いたずら等にも配慮された設計が望ましい。

- 4.8. 置き去り防止を支援する装置が正常に作動している場合にあっては、少なくとも次のいずれかの方法により、少なくとも原動機始動時に運転手等に対しその旨を通知するものとする。
 - ・ 運転手等が明確に確認できる位置に設置されたステータスディスプレイ（LED、パイロットランプ又はインジケータを含む。以下同じ。）を青色又は緑色に点灯又は点滅させる方法
 - ・ 音声による方法ただし、通知をより確実に行うため、灯光及び音声の両方による通知を行うことが望ましい。

【考え方】

「運転手等」には運転手のみならず、同乗する園の職員等が含まれていることから、各装置が想定する作動の通知を行う対象を説明書等において明確にした上で、当該対象による通知が明確に確認可能な位置にステータスディスプレイが取り付けられる体制を備えるとともに、送迎用バスの管理者等に説明することを通じて、運行に携わる者全体に周知することが必要である。この説明責任については、6.1.に記載している。

- 4.9. 置き去り防止を支援する装置は、 $-30^{\circ}\text{C}\sim 65^{\circ}\text{C}$ （ダッシュボード等の直射日光の当たる位置に取り付けるものにあつては、 $-30^{\circ}\text{C}\sim 85^{\circ}\text{C}$ ）の温度条件下において正常に作動するものでなければならない。

【考え方】

寒冷地を運行する車両でも冬期に使用可能であり、取り付け位置にかかわらず正しく機能できるよう、 $-40^{\circ}\text{C}\sim 85^{\circ}\text{C}$ の環境に対応可能であることが望ましい。他方で、ガイドライン策定時点において、一般的に使用されている車両の電子部品の温度耐性は $-30^{\circ}\text{C}\sim 65^{\circ}\text{C}$ （保存温度（電圧印加しない状態で耐えうる温度）は $-40^{\circ}\text{C}\sim 65^{\circ}\text{C}$ ）であるため対応が難しいとの意見が、装置メーカー、自動車メーカー等の団体からあった。

そのため、次の考え方にに基づき、上記の要件を定めることとした。

- ・ 車内において 65°C を越える場所はダッシュボード等の直射日光の当たる場所のみに限られていることを踏まえ、比較的高温となる直射日光の当たる場所には当該装置を取り付け不可である旨について、装置の取り付けを行う者への説明責任を果たせる場合においては、温度耐性の上限値は 65°C でもよいこととした。
- ・ 国内の寒冷地においても、過去 30 年において最低気温が -30°C を下回ったことのある地域は非常に限られており、更に、 -30°C を下回る頻度自体も稀であることから、当該装置の温度耐性の下限値について、園の責任者や送迎用バスの管理者等への説明責任を果たせる場合にあつては、温度耐性の下限値は -30°C でもよいこととした。

上記の場合の説明責任については、6.4.に記載している。

- 4.10. 置き去り防止を支援する装置は、電源電圧が $\pm 20\%$ の間で変動した場合において正常に作動するものでなければならない。

【考え方】

電池を電源として使用する場合には、高温下に常設すると液漏れ、発煙、発火、爆発の危険があるため十分に動作保証温度には注意すること。

- 4.11. 置き去り防止を支援する装置は、製作者の指示に従って取り付けられた状態において、適当な耐用期間にわたり車内の環境に耐えることができるように、設計及び製造されなければならない。特に、次の点に注意したものであること。
- A) 当該装置の取り付けの際のリード線の断線、接点の安全等
 - B) 当該装置の取り付けの際の自動車の電気回路の電気特性への悪影響
 - C) 当該装置の取り付けの際の保護等級（防水・防塵性能）、耐候性
 - D) 当該装置の振動に対する耐性

【考え方】

- ・類似の装置と考えられる盗難発生警報装置については、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示 別添 78 盗難発生警報装置の技術基準において次のとおり定められているところ、参考として記載する。
 - ①取り付けの際の保護等級について
IEC 規格 529-1989 に基づき、車室内に取り付ける部品は IP40、その他の部品は IP54 の保護等級を確保すること。
 - ②耐候性
IEC68-2-30-1980 に基づき、7日とする。
- ・自動車部品の振動に対する試験方法としては、JIS D 1601 等が存在する。
- ・防水性能については、乗員となるこども等がいたずらで装置を舐めてしまう可能性等を特に考慮する必要がある。

- 4.12. 置き去り防止を支援する装置は、その機能、性能及び仕様等を踏まえ、装備可能な車両の範囲を明確にした上で、装置ごとに装備可能な車両に装備されなくてはならない。

【考え方】

例えば、定格電圧が 12V の車両のみの装置が 24V の車両に取り付けられた場合等にあつては、安全装置を装備しても正常に作動しないことから、製作者等が装置ごとに装備可能な車両に装着されるよう装備可能な範囲を明確にし、装備可能な車両であるか確認できる体制等を確保することが望ましい。

5. 各方式の装置の機能要件

以下に、降車時確認式及び自動検知式の機能の要件について記載する。

この場合において、確認装置が複数車内に設置されている場合にあつては、「確認操作」は「全ての確認装置に対する確認操作」に読み替えることとする。

5.1. 降車時確認式の装置の機能要件

5.1.1. 降車時確認式の装置は、次の構造及び機能を備えることとする。

- ・ 原動機の停止等の後、運転手等が車内に置き去りにされた乗員がいないか確認した上で確認操作を行うための確認装置

- ・ 原動機の停止等後、車内警報を発生して運転手等に車内の確認を促す機能
 - ・ 車内警報が行われたまま一定時間確認操作がなされない等、運転手等が車両から離れようとしていることが想定される場合において、車外警報を発生して乗員の置き去りの可能性があることを車外に知らせる機能
- 5.1.2. 降車時確認式の置き去り防止を支援する装置は、少なくとも次のいずれかの時間において作動するものとする。
- ・ 原動機の始動から、原動機の停止等の後に確認操作が行われるまでの間
 - ・ 降車時確認式の装置に加え、自動検知式の装置に係る機能も備える場合にあっては、原動機の始動から、原動機の停止等の後に自動検知式の装置の機能の作動が完了するまでの間（自動検知式の装置の作動中にセンサーにより置き去りにされた乗員を検知した場合にあっては、確認操作又は原動機の再始動が行われるまでの間）

【考え方】

自動検知式の装置に係る機能も備える場合には、原動機の停止等の後に一定時間において自動検知式の装置が作動を開始するため、製作者等が定める、自動検知式の装置の機能が作動を完了する時点までを含めた時間を作動時間としている。

- 5.1.3. 降車時確認式の装置は、その機能を維持するためのものとして次に掲げる要件を満たすものでなければならない。
- 5.1.3.1. 原動機の始動から原動機の停止等までの間において、当該装置が作動していない少なくとも次に掲げる機能不全状態を検知したときは、運転手等が明確に確認できる位置に設置されたステイタスディスプレイを赤色に点灯若しくは点滅させる方法又は断続的な音声による方法によりその旨を通知するものとする。
- ① 制御装置(置き去り防止を支援する装置の作動及び作動終了のための機能を有する装置をいう。)の配線の断線
 - ② 制御装置の電源喪失(但し、車載バッテリーから電源を取得している装置にあっては、バッテリー上がりに起因する電源喪失を除く。)
 - ③ 確認装置が確認操作の位置で固着する等、確認操作が設計仕様を越えて連続している状態(確認操作が一定時間継続される場合にこれが無効化される場合を除く。)

この場合において、灯光及び音声の両方による通知を行うとともに、運転手等のみに通知を行うのではなく、複数名に対して通知を行う工夫がなされていることが望ましい。

- 5.1.3.2. 装置全体の作動の安定性を向上させるため、電源又は制御装置の回路等を二重系とする等、冗長性を持たせることが望ましい。
- 5.1.3.3. 電源喪失が起りやすい電源の取得方法（シガーソケット又はコンセントからの電源の取得等）を採用している装置以外の装置にあっては、5.1.3.1.の②の故障を検知できない場合、5.1.3.1.の規定にかかわらず、4.8.の作動の通知を行わないこ

とをもって、当該故障の通知を行ったものとみなしてもよいこととする。この場合において、装置全体の作動の安定性を向上させるため、電源又は制御装置の回路等を二重系とする等、冗長性を持たせた設計とし、当該故障の通知方法について、運転手等に明確に見える位置に表示することとする。（表示例：「本置き去り防止を支援する装置は、光／音による故障の通知が行われている場合に加え、原動機の始動時に光／音による正常作動の通知が行われない場合にも、故障しています。」と記載したシールを貼付。）

【考え方】

ヒューマンエラーを補完するという本装置の特性上、車内の確認忘れ等が起きている、マニュアルが守られていない状態において、装置が作動しないことによって装置の故障に気付くことは期待できない。

なお、例えばパイロットランプが故障時に消灯する等の消極的な通知についても同様であり、運転手等がランプの消灯のみをもって故障に気付くことは期待できないため、他の装置等のインジケータによる作動状態の表示に倣い、赤色の点灯・点滅等の積極的な通知が必要である。

また、故障検知機能がない場合には、装置がヒューマンエラーを補完する機能を果たせることを担保するため、運転手等が送迎の度に装置の作動を確認する必要性が発生する等、園の負担が増加すると考えられる。

なお、故障検知機能が満たせない装置は、故障が通知されずに同様の事案が発生した場合においてメーカーに対する訴訟が起きるリスクがある。以上を踏まえれば、本装置が 5.1.1.に規定する装置の機能を満たせない場合には、原則としてすべからず運転手等への積極的な通知を行うことが望ましいと考えられる。しかしながら、装置の開発状況に鑑みれば、厳重な自己診断機能等を後付けの装置に求めることは技術的に困難であるとの意見が装置メーカー等からあった一方、ワーキンググループでの議論において、本事案への対策はスピード感をもって行うべきとの意見も挙がったところ。

このため、運転手等に確認操作を促すことを主な目的としている降車時確認式の装置にあっては、警報が解除できない故障（確認装置の故障等）が発生した場合、故障したまま送迎を行うことは想定しづらいことから、検知すべき故障の対象外としたうえで、警報が作動しない故障の原因として考えられる、①制御装置の配線の断線（制御装置に接続されるブザー、サイレン等の車内および車外警報装置等の入出力用の配線についての断線）、②制御装置の電源喪失及び③確認装置が確認操作の状態で固着する等、確認操作が設計仕様を越えて連続している状態の3点の検知のみを原則必須の要件とすべきと考えた。ただし、確認操作が一定時間継続される場合にこれが無効化される装置にあっては、確認装置が確認操作の状態で固着した際に警報が解除できない状態となることから、検知を免除することとした。

しかしながら、②制御装置の電源喪失については、検知に要する設計・製造上の費用面での負担が大きいとの意見が装置メーカー等からあったため、②の検知が行

えない場合においては、装置の作動の安定性の向上のため、電源又は制御装置の回路等を二重系とする等、冗長性を持たせた設計とした上で、運転手等が明確に確認可能な位置に、当該装置においては、本項目による故障の通知が行われた場合に加え、4.8.の作動の通知が行われない場合には故障している旨記載したシールを貼付する等により表示することとした。

なお、通知の方法については、ワーキンググループにおける議論において、各個人の判断で故障の通知を見落として又は無視して送迎を行う可能性がある通知方法ではなく、複数名に故障を知らせられるような通知方法がより望ましいとの意見が教育・保育関係団体等からあった。

「運転手等」には運転手のみならず、同乗する園の職員等が含まれていることから、各装置が想定する作動の通知を行う対象を説明書等において明確にした上で、当該対象が通知を明確に確認可能な位置にステータスディスプレイが取り付けられる体制を備えるとともに、送迎用バスの管理者等に説明することを通じて、運行に携わる者全体に周知することが必要である。この説明責任については、6.1.に記載している。

5.1.4. 降車時確認式の装置の警報装置は、5.1.2.に規定した装置の作動範囲において次の警報を行うものとする。

A) 少なくとも次の範囲において車内警報を行うものとする。

(開始時点)

原動機の停止等の直後又は原動機の停止等の後確認操作が行われない状態で一定時間が経過した時点

(終了時点)

次のいずれかの時点

- ・ 車外警報が開始する時点
- ・ 確認操作が行われた時点
- ・ 原動機の再始動が行われた時点

B) 少なくとも、製作者等が定めた時間、確認操作が行われない時点から、確認操作又は原動機の再始動が行われるまで、車外警報を行うものとする。

C) 車内警報及び車外警報は両者が同時に作動している時間があっても構わないが、両者ともに確認操作又は原動機の再始動が行われた時点で終了するものとする。

D) 車外警報は、原動機の停止等から 15 分以内に作動を開始するものとし、車外警報は車内警報よりも前に作動してはならない。

【考え方】

まずは車内にいる運転手等に向けて車内の確認を促す警報を行うことを目的とした車内警報を行う。

車内警報の開始時点については、原動機の停止等の直後や、原動機の停止等から一定の時間が経過した時点等、製作者等の定めた時点でよいこととし、多様な園の

運用、ニーズ等に対応可能な選択肢が用意できるようにした。但し、車外警報よりも前又は同時に作動を開始することとする。

また、車内警報が行われているにもかかわらず長時間確認操作がなされない場合は、運転手等が確認をせずに車内から既になくなっていることが想定されるため、車外警報を開始する。

車外警報の開始時点についても、運転手等が車内からいなくなる時間は運用によって大きく異なると考えられることから、具体的な経過時間等は規定せず、製作者等の定めたタイミングでよいこととした。但し、こどもが気温 35℃の状態 で車内に置き去りにされた場合、約 15 分程度で WBGT（熱中症指数）が危険レベルに到達することが知られていることから、15 分以内には作動を開始することとした。

（参考）

真夏の車内温度（JAF ユーザーテスト）

短時間で熱中症の危険！

<https://jaf.or.jp/common/safety-drive/car-learning/user-test/temperature/summer>

本項目で規定されているのは最小作動範囲であるため、両警報が重なる時間であっても構わないが、車内警報、車外警報共に、確認操作又は原動機の再始動が行われた時点で終了しなくてはならない。

なお、確認装置を複数設置することにより、より車内の確認を入念に行うことを促すことができる反面、原動機の停止等の度にボタンを複数個押す時間が取られることになるため、園ごとの運用に合わせた製品選択ができるようにすることが望ましい。

同装置内において自動検知式の装置の機能も備える場合にあっては、自動検知式の装置の機能が作動しているかどうかにかかわらず、降車時確認式の装置の機能は独立して規定の作動を継続するものとする。

- 5.1.5. 5.1.4.の車内警報は、音による警報であることとし、車内の運転手等に対して十分に聞こえる音圧で、容易かつ明確に認識できるものでなければならない。また、警報が継続している時間の長さを示すため、音による警報が変化してもよい。

【考え方】

車内向けの警報であることから、下記の点に十分に注意する必要がある。

- ・ 車内の運転手等に対し、「車内に置き去りにされた乗員がいないか確認を行う」行動を具体的に知らせる音声による報知が望ましい。
- ・ 乗員、運転手等が急性音響外傷等を発症しないよう、音圧の設定に考慮することが望ましい。瞬間的に急性音響外傷のリスクがある音圧として、130dB 程度が例示されている。

※日本耳鼻咽喉科学会 産業・環境保健委員会編：騒音性難聴に関わるすべての人のための Q&A 第 2 版

[souon_20181128c.pdf \(johas.go.jp\)](#)

- ・ 会話は約 60dB 程度であり、こどもによる発声等は 75dB を越えることから、車内にこどもがいる状態で警報を開始することを想定している装置については、こどもの声にかき消されないよう考慮することが望ましい。
- ・ 乗員であるこども等が警報音に嫌悪感を覚えないような音にすること及び特に音に敏感なこどもが警報音を聞いてパニックを起こさない音にすることに配慮することが望ましい。

5.1.6. 5.1.4.の車外警報は、音による警報であることとし、少なくとも他の音源に妨げられない場面において、車から 50m 離れた地点においても十分に聞こえる音圧で、容易かつ明確に異常が認識できるものでなければならず、ブザー、アラーム又はホーン等の緊急性を感じる音によるものとする。また、警報が継続している時間の長さを示すため、音による警報が変化してもよい。

【考え方】

下記の点に留意する必要がある。

- ・ 車内に置き去りにされた乗員、運転手等が急性音響外傷等を発症しないよう、音圧の設定に考慮することが望ましい。瞬間的に急性音響外傷のリスクがある音圧として、130dB 程度が例示されている。
- ・ 点音源は 50m 先では約 6～7 割程度の音圧まで減衰すること、さらに会話は 60dB 程度であることに留意すること。
- ・ 車外に対してブザー、アラーム又はホーン等を用いて非常時であることを知らせる音であることが望ましい。
- ・ 自動車に備えられているホーン（警報音発生装置）を活用する場合には、ホーンが本来手動鳴動を想定しており、連続鳴動を想定していないことを考慮し、連続鳴動によるホーンの焼き付き等が起きないように装置の設計とすること。
- ・ 盗難発生警報装置と同一の音声信号とすると、盗難発生警報装置の作動と混同されてしまう可能性があるため、異なる音声信号とすることが望ましい。

5.1.7. 5.1.4.の車外警報は、車両に設置された装置からの音による警報のみならず、無線送信により保育所等の関係者に対してメール、アプリ、SMS 又は園内での音による警報等の警報信号を発する機能等を有することが望ましい。

【考え方】

無線通信により保育所等の関係者に対してメールで警報信号を発する場合には、見逃しを可能な限り防止するために、複数の宛先に対して警報を発することが望ましい。

5.1.8. 5.1.1.の確認装置は、確認操作を行う過程において、運転手等が運転席又は乗降口を

離れて車内に置き去りにされた乗員がいないか確認できるよう、車両後方の位置に少なくとも1つ以上設置されるものとする。

【考え方】

例えば確認装置が運転席の付近に1つ設置されているだけでは車内の確認行為に繋がらないことから、運転席から離れた位置又は乗降口から離れた位置にも確認装置を設置することが必要である。

5.1.9. 5.1.1.の確認装置は、乗員がいたずら等で簡単に確認操作を行えないような構造上又は設置場所上の工夫がなされていること。

【考え方】

この際の乗員は幼児等のこどもを想定しているため、例えば、構造上の工夫を行う場合には装置にカバーを付ける等、設置場所で工夫を行う場合には1つ以上の確認装置を高い位置に設置する等の工夫を行うこと等が望ましい。バスの構造、乗員又は運用と合わせて設置場所を適宜検討すること。

5.2. 自動検知式の装置の機能要件

5.2.1. 自動検知式の装置は、下記の構造及び機能を備えることとする。

- ・ 原動機の停止等の後、センサーにより車内に置き去りにされた乗員を検知する機能
- ・ 原動機の停止等の後、センサーにより車内に置き去りにされた乗員が検知された場合において、車外に向けて警報を発してその旨を知らせる機能
- ・ センサーにより置き去りにされた乗員が検知された場合において、運転手等が車内に置き去りにされた乗員がいないか確認した上で確認操作を行う確認装置

5.2.2. 自動検知式の装置は、少なくとも、原動機の始動から、原動機の停止等の後に製作者等が定めた時間が経過する時点までの間（当該時点までの間にセンサーにより置き去りにされた乗員を検知した場合にあっては、確認操作又は原動機の再始動が行われるまでの間）において作動するものとする。

5.2.3. 自動検知式の装置の機能を維持するためのものとして、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

5.2.3.1. 自動検知式の置き去り防止を支援する装置が原動機の始動から、原動機の停止等の間において、当該装置が作動していない少なくとも次に掲げる機能不全状態を検知したときは、運転手等が明確に確認できる位置に設置されたステータスディスプレイを赤色に点灯若しくは点滅させる又は断続的な音声による方法によりその旨を通知するものとする。

- ① 制御装置（置き去り防止を支援する装置の作動及び作動終了のための装置をいう。）の配線の断線

- ② 制御装置の電源喪失（但し、車載バッテリーから電源を取得している装置にあっては、バッテリー上がりに起因する電源喪失を除く。）
- ③ 確認装置が確認操作の位置で固着する等、確認操作が設計仕様を越えて連続している状態（確認操作が一定時間継続される場合にこれが無効化される場合を除く。）

なお、検知可能な故障の範囲として、センサー不良等の検知も行えることが望ましい。また、故障の通知の方法としては、灯光及び音声の両方による通知を行う等とともに、運転手等のみに通知を行うのではなく、複数名に対して通知を行う工夫がなされていることが望ましい。

5.2.3.2. 装置全体の作動の安定性を向上させるため、装置の構成部品等（電源又は制御装置の回路等）を二重系とする等、冗長性を持たせた設計とすることが望ましい。

5.2.3.3. 電源喪失が起こりやすい電源の取得方法（シガーソケット又はコンセントからの電源の取得等）を採用している装置以外の装置にあっては、5.2.3.1.の②の故障を検知できない場合、5.2.3.1.の規定に関わらず、4.8.の作動の通知を行わないことをもって、当該故障の通知を行ったものとみなしてもよいこととする。この場合において、装置全体の作動の安定性を向上させるため、電源又は制御装置の回路等を二重系とする等、冗長性を持たせた設計とし、当該故障の通知方法について、運転手等に明確に見える位置に表示することとする。（表示例：「本置き去り防止を支援する装置は、光／音による故障の通知が行われている場合に加え、原動機の始動時に光／音による正常作動の通知が行われない場合にも、故障しています。」と記載したシールを貼付。）

【考え方】

ヒューマンエラーを補完するという本装置の特性上、車内の確認忘れ等が起きている、マニュアルが守られていない状態において、装置が作動しないことによって装置の故障に気付くことは期待できない。

なお、例えばパイロットランプが故障時に消灯する等の消極的な通知についても同様であり、運転手等がランプの消灯のみをもって故障に気付くことは期待できないため、他の装置等のインジケータによる作動状態の表示に倣い、赤色の点滅等の積極的な通知が必要である。

また、故障検知機能がない場合には、装置がヒューマンエラーを補完する機能を果たせることを担保するため、運転手等が送迎の度に装置の作動を確認する必要が発生する等、園の負担が増加すると考えられる。

なお、このような故障検知機能が満たせない装置にあっては、故障が通知されずに同様の事案が発生した場合においてメーカーに対する訴訟が起きるリスクがある。以上を踏まえれば、本装置が 5.2.1.に規定する装置の機能を満たせない場合には、原則としてすべからず運転手等への積極的な通知を行うことが望ましいと考えられる。しかしながら、装置の開発状況に鑑みれば、運転手等が降車後にセンサーにより補助的に確認を行うことを目的としている自動検知式の装置にあっては、降

車時確認式の装置と比較して想定される故障の場面が多岐にわたり、ガイドライン策定時点においては、想定される故障全てに対応するための厳重な自己診断機能等を後付けの装置に求めることは難しいとの意見が装置メーカーの団体等からあった一方、ワーキンググループでの議論において、本事案への対策はスピード感をもって行うべきとの意見も挙げられたところ。

このため、降車時確認式の装置と同様、(後述のセンサー不良を除く、) 警報が作動しない故障の原因として考えられる、①制御装置の配線の断線(制御装置に接続されるブザー、サイレン等の車内および車外警報装置等の入出力用の配線についての断線)、②制御装置の電源喪失及び③確認装置が確認操作の状態に固着する等、確認操作が設計仕様を越えて連続している状態の3点の検知のみを原則必須の要件とすべきと考えた。ただし、確認操作が一定時間継続される場合にこれが無効化される装置にあっては、確認装置が確認操作の状態に固着した際に警報が解除できない状態となることから、検知を免除することとした。

しかしながら、②制御装置の電源喪失については、検知に要する設計・製造上の費用面での負担が大きいとの意見が装置メーカー等からあったため、②の検知が行えない場合においては、装置の作動の安定性向上のため、電源又は制御装置を二重系とする等、冗長性を持たせた設計とした上で、運転手等が明確に確認可能な位置に、当該装置においては、本項目による故障の通知が行われた場合に加え、4.8.の作動の通知が行われていない場合には故障している旨記載したシールを貼付する等により表示することとした。

なお、センサー不良は、ガイドライン策定時点においては特に検知の困難な故障であるが、検知できない場合には、警報が作動せず、4.8.の装置の正常作動の通知も行われてしまうこととなるため、送迎用バスの管理者等がセンサー不良の発生に気付く機会は装置の点検整備時のみとなる。そのため、センサー不良の検知を行えない装置にあっては、センサー不良が起きるリスクを考慮した点検整備の頻度・実施方法等とするとともに、センサー不良が起きるリスクと、点検整備の重要性について、送迎用バスの管理者等に明確に説明を行うことを通じて、運行に携わる者全体に周知する必要がある(点検整備については6.2.、説明責任については6.1.に記載。)

なお、通知の方法については、ワーキンググループにおける議論において、各個人の判断で故障の通知を見落として又は無視して送迎を行う可能性がある通知方法ではなく、複数名に故障を知らせられるような通知方法がより望ましいとの意見が教育・保育関係団体等からあった。

「運転手等」には運転手のみならず、同乗する園の職員等が含まれていることから、各装置が想定する作動の通知を行う対象を説明書等において明確にした上で、当該対象が通知を明確に確認可能な位置にステータスディスプレイが取り付けられる体制を備えるとともに、送迎用バスの管理者等に説明することを通じて、運行に携わる者全体に周知することが必要である。この説明責任については、6.1.に記載している。

- 5.2.4. 自動検知式の装置は、5.2.2.に規定した装置の作動範囲において次の警報を行うこととする。
- A) 原動機の停止等の後に、センサーにより置き去りにされた乗員が検知された時点から、確認操作又は原動機の再始動が行われた時点まで、車外警報を行うこととする。
 - B) 車外警報は、確認操作若しくは原動機の再始動が行われた時点で終了するものとする。

【考え方】

同装置内において降車時確認式の装置の機能も備える場合にあっては、自動検知式の装置の機能が作動しているかどうかに関わらず、降車時確認式の装置の機能は独立して規定の作動を継続するものとする。

- 5.2.5. 5.2.4.の車外警報は、5.1.6.の規定に従うものとする。
- 5.2.6. 自動検知式の装置においては、センサーの発する検知波がこどもの身体へ及ぼす影響を十分に考慮した上でセンサー及び検知波の強度を選定するものとし、特に故障時においても出力が上昇することがないように、対策が講じられていること。

【考え方】

4.2.の【考え方】にも記載した通り、総務省（旧郵政省）が、平成2年6月25日に電気通信技術審議会から諮問第38号「電波利用における人体の防護指針」（昭和63年6月27日諮問）について答申を受けており、本指針に従うことで電波の人体への影響に対する安全性が担保されることとなる。

一方、装置の故障時に出力が上昇し、その検知波に乗員が曝されることにより被害を受けることがないように十分に注意することが必要である。

- 5.2.7. 5.2.4.の音による警報は、車両に設置された装置からの音による警報のみならず、無線送信により保育所等の関係者に対してメール又は園内での音による警報等の警報信号を発する機能等を有することが望ましい。
- 5.2.8. 5.2.1.のセンサーによる検知は、原動機の停止等から15分以内に開始すること。

【考え方】

なお、こどもが気温35℃の状態で車内に置き去りにされた場合、約15分程度でWBGT（熱中症指数）が危険レベルに到達することが知られていることから、自動検知を行う最低限の時間の目安として15分後までとした。

バッテリーの過放電状態を避ける配慮も含めた上で、さらに長時間検知を行うことが可能であれば望ましい。

（参考）

真夏の車内温度（JAF ユーザーテスト）

短時間で熱中症の危険！

<https://jaf.or.jp/common/safety-drive/car-learning/user-test/temperature/summer>

- 5.2.9. 5.2.1.のセンサーは、車両の乗員の座席全体を検知できるよう、センサーを取り付ける位置及び個数に配慮することとする。

【考え方】

特に自動検知式の機能のみを備える置き去り防止を支援する装置については、全てのセンサーの検知範囲を合わせると、乗員の座席の全体を検知対象とできるよう、センサーを設置することが必要である。

- 5.2.10. 5.2.1.の確認装置は、5.1.8.及び5.1.9.の規定に従うこととする。

6. 使用上の説明責任

- 6.1. 置き去り防止を支援する装置の販売又は取り付けを行う者は、少なくとも下記の点について、送迎用バスの管理者等に対し、文書等の手段を用いて説明を行うこと。
- 6.1.1. 降車時確認式の装置にあつては、使用方法、注意事項、機能の限界、4.8.の作動の通知及び5.1.3.1.の故障の通知の対象、4.8.及び5.1.3.1.のステータスディスプレイの推奨設置箇所並びに5.1.3.1.の検知可能な故障の範囲
- 6.1.2. 自動検知式の装置にあつては、使用方法、注意事項、機能の限界（当該装置のセンサーにより検知可能な対象・状況（時間帯等）を含む。）、4.8.の作動の通知及び5.2.3.1.の故障の通知の対象、4.8.及び5.2.3.1.のステータスディスプレイの推奨設置箇所、5.2.3.1.の検知可能な故障の範囲並びにセンサー不良に係るリスク及び適切な点検整備の実施の重要性（センサー不良を検知できない場合に限る。）
この場合において、下記の事項については、送迎用バスの管理者等が送迎用バスの運用実態と当該装置の整合性を正確に判断するため、より重要な事項として明確に説明し、送迎用バスの管理者等の了解を得るものとする。
- 6.1.2.1. 5.2.3.1.の検知可能な故障の範囲並びにセンサー不良に係るリスク及び適切な点検整備の実施の重要性（センサー不良を検知できない場合に限る。）
- 6.1.2.2. 当該装置のセンサーにより検知可能な対象・状況（時間帯等）について

【考え方】

自動検知式の装置において、センサーによって検知可能な対象や状況と運用の実態が一致していることは非常に重要である。

また、センサー不良を検知できない場合にあっては、センサー不良は警報が作動しない故障であり、送迎用バスの管理者をはじめとする運行に携わる者がセンサー不

良の発生に気付く機会は点検整備時のみとなるため、センサー不良の発生のリスク及び点検整備の重要性について、特に明確に説明する必要がある。

- 6.2. 送迎用バスの管理者等が適切に点検整備を実施できるよう、点検整備の際に確認すべき場所、確認方法等を示した文書を送迎用バスの管理者等に提供すること。
この場合において、自動検知式の装置の機能を備えるものであって、センサー不良の検知が行えないものにあつては、センサー不良に係るリスクを考慮し、点検整備の頻度・実施方法等を設定することとする。

【考え方】

自動検知式の装置において、センサー不良を検知できない装置にあつては、センサー不良は警報が作動しない故障であり、送迎用バスの管理者をはじめとする運行に携わる者がセンサー不良の発生に気付く機会は点検整備時のみとなるため、その点を考慮して点検整備の頻度・実施方法を定める必要がある。

- 6.3. 置き去り防止を支援する装置はあくまでもヒューマンエラーによる置き去りを防止するうえでの補助的な役割を果たすものである旨、送迎用バスの管理者等に説明の上、理解頂くこと。

【考え方】

まずは運転手等が置き去りにされた乗員がいないか車内を確認する重要性を認識していることが重要であり、本装置はあくまでも確実に運転手等に確認を行わせる、置き去りにされた乗員を確実に発見させるといった効果は持たないことを送迎用バスの管理者をはじめ当該バスの運行に携わるすべての者に理解してもらった上で使用してもらうことが求められる。

- 6.4. 置き去り防止を支援する装置の温度耐性について、次の説明を行うこと。
6.4.1. 当該装置の温度耐性の上限値が 85℃を満たさない場合にあつては、当該装置の製作者等は、装置の取り付けをする者に対し、当該装置を直射日光が当たる場所等の比較的温度の高い場所に設置することができない旨、説明を行うこと。
6.4.2. 当該装置の温度耐性の下限値が-40℃を満たさない場合にあつては、当該装置の販売又は取り付けを行う者は、送迎用バスの管理者等に対し、当該装置の温度耐性の下限値よりも低温の環境下では使用できない旨、説明を行うこと。

【考え方】

装置の温度耐性は、4.9.に記載の通り-40℃~85℃であることが望ましいが、一般的に使用されている車両の電子部品の温度耐性は-30℃~65℃であるため、早期の対応が難しいとの意見が、装置メーカー、自動車メーカー等の団体からあった。

そのため、次の考え方にに基づき、要件を定めることとした。

- ・ 車内において 65℃を越える場所はダッシュボード等の直射日光の当たる場所のみに限られていることを踏まえ、比較的高温となる直射日光の当たる場所には当該装置を取り付け不可である旨について、装置の取り付けを行う者への説明責任を果たせる場合においては、温度耐性の上限値は 65℃でもよいこととした。
- ・ 国内の寒冷地においても、過去 30 年において最低気温が-30℃を下回ったことのある地域は非常に限られており、更に、-30℃を下回る頻度自体も稀であることから、当該装置の温度耐性の下限値について、園の責任者や送迎用バスの管理者等への説明責任を果たせる場合にあつては、温度耐性の下限値は-30℃でもよいこととした。

7. 不具合の対応

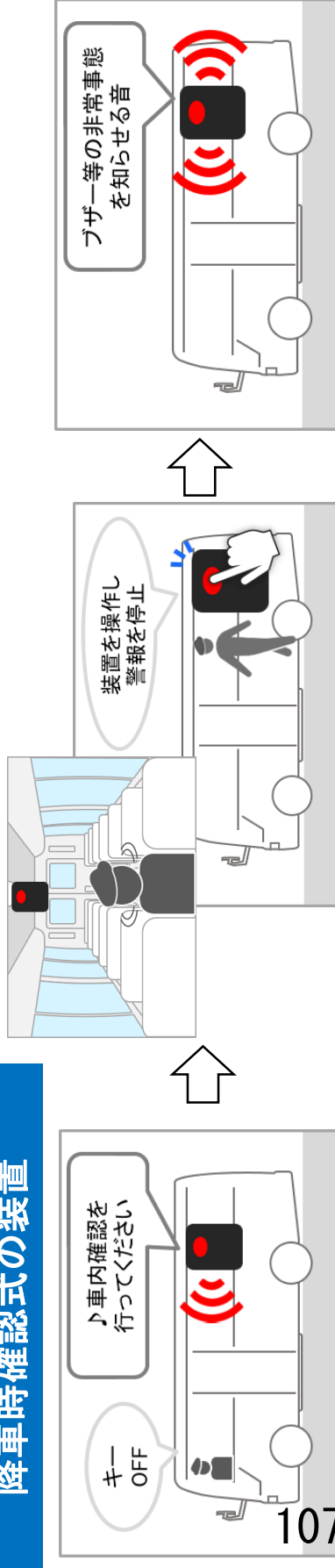
- 7.1. 置き去り防止を支援する装置の製作者等は、当該装置の使用にあたって不具合が発生した場合には、その発生原因を調査すること。そのうえで、当該不具合が設計・製造の過程に起因するものであると判断された場合にあつては、ただちに他の送迎用バスの管理者等に対し不具合の内容を周知するとともに、当該不具合が生じるおそれのある装置の改修を実施すること。

8. 保証期間

- 8.1. 製作者の指示に従って取り付けられた状態において、車内の環境に耐えてその機能を維持することができる期間を動作保証期間として定め、販売時・取り付け時に送迎用バスの管理者等に説明すること。

- 送迎用バスへのこどもの置き去り事故の防止に役立つ安全装置として、最低限の要件を定めた。
- 降車時確認式、自動検知式の2種類の装置を対象とした。

降車時確認式の装置



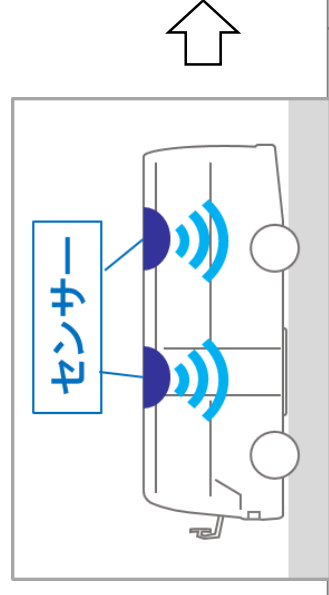
107

エンジン停止後、運転者等に 車内の確認を促す**車内向けの警報**

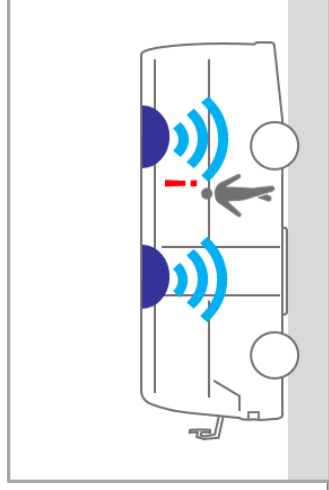
車内を確認し、運転者等が車両後部の 装置を操作すると**警報が停止**

確認が一定時間行われない場合、 **更に、車外向けに警報**

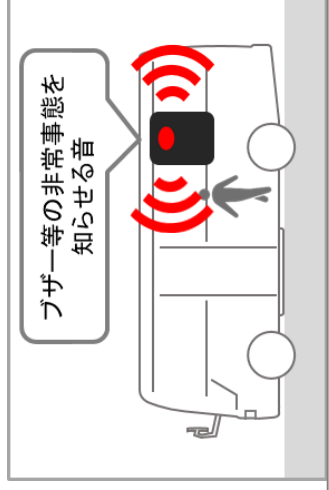
自動検知式の装置



エンジン停止から一定時間後に **センサーによる車内の検知を開始**

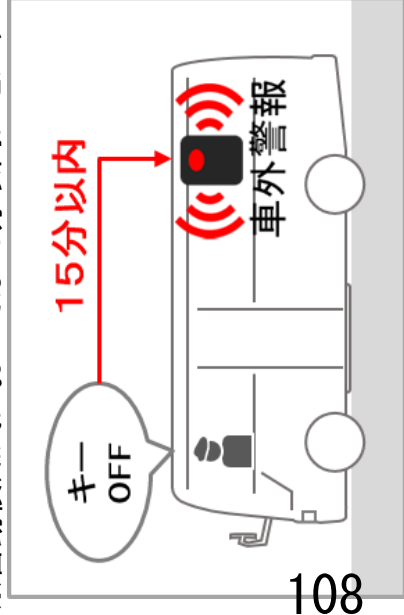


置き去りにされたこどもを検知すると、 **車外向けに警報**



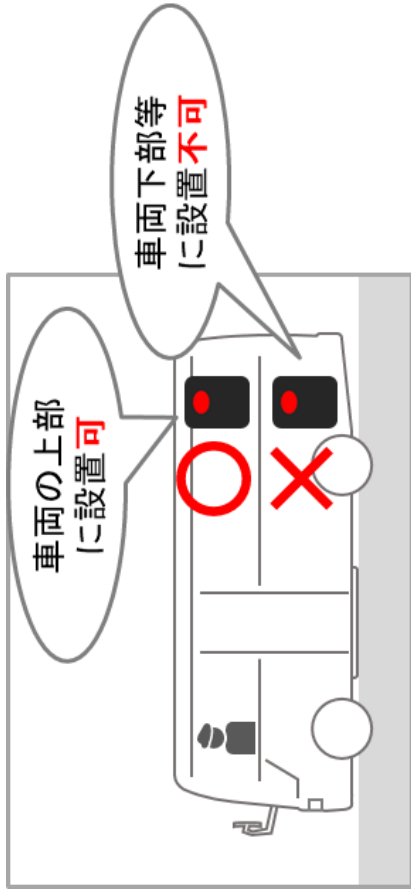
① 運転者等が車内の確認を怠った場合には、速やかに車内への警報を行うとともに、15分以内に車外への警報を発すること

※自動検知式においては15分以内にセンサーの作動を開始



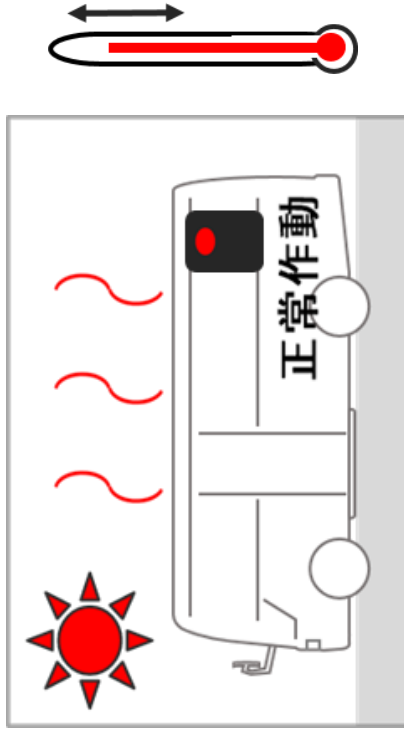
108

② こども等がいたらずらできない位置に警報を停止する装置を設置すること



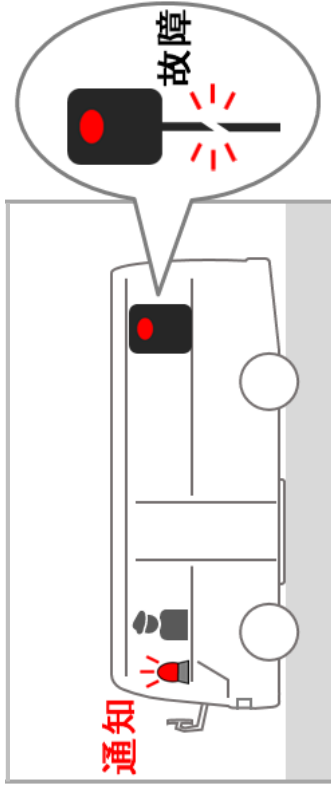
③ 十分な耐久性を有すること

例) -30~65℃への耐温性、耐震性、防水・防塵性等



④ 装置が故障・電源喪失した場合には、運転者等に対してアラーム等で故障を通知すること※

※電源プラグを容易に外せない装置に限り、回路を二重系にして故障の確率を低くした場合には、当該故障の通知要件を緩和する。



事 務 連 絡
令和 4 年 2 月 28 日

各 都道府県
市区町村 障害児支援主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課障害児・発達障害者支援室

障害児通所支援における定員超過利用減算の取扱いについて

障害保健福祉行政の推進につきましては、日頃より御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービスでは、指定基準（※）において、原則として、利用定員を超えて、児童発達支援等の提供を行ってはならないこととしており、利用者数が利用定員を一定数上回るときには、定員超過利用減算を算定する必要があります。

今般、児童発達支援及び放課後等デイサービスにおける定員超過利用減算が適切に算定されておらず、障害児通所給付費が過大に支給されている事例が、会計検査院の検査により確認されました。その理由として、定員超過利用減算の制度の理解が十分ではないことなどが挙げられており、会計検査院より、定員超過利用減算の適用の要件等の周知徹底や、定員超過利用減算の確認様式等を示すこと等について指摘があったところで（指摘事項の詳細は別紙 1 のとおり）。

つきましては、定員超過利用減算の要件及び確認様式を別紙 2 のとおり整理し、お示ししますので、内容について御了知いただくとともに、都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市におかれては、

- 別紙 2 について、ホームページへの掲載や、事業所の指定・更新申請の機会又は事業所への集団指導等の機会を捉え、管内の児童発達支援事業所、医療型児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所（以下「事業所」という。）に対して継続的に周知すること
 - 毎月の報酬の請求に当たり、定員を超過して利用者を受け入れている事業所において、定員超過利用減算の算定の要否を別添の「障害児通所支援事業所における定員超過利用減算対象確認シート」を用いて確認することについて周知すること
- をお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

（※）児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 15 号）

＜本件担当＞

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
障害児・発達障害者支援室障害児支援係

TEL : 03-5353-1111（内線 3037）

FAX : 03-3591-8914

E-mail : shougaijishien@mhlw.go.jp

会計検査院検査による指摘事項（詳細）

- 21 都道府県及び 26 市における、348 事業者の児童発達支援事業所又は放課後等デイサービス事業所（合計 474 事業所）における定員超過利用の状況等を検査したところ、271 事業者の 369 事業所において、直近の過去 3 月間の障害児の延べ数が利用定員に開所日数を乗じて得た数を超えていて、定員超過利用となっている月が生じていた。

このうち、11 事業者の 14 事業所において、直近の過去 3 月間の定員超過利用の程度が一定の範囲を超えていて、定員超過利用減算を適用する必要がある月が見受けられた。

しかし、上記 11 事業者の 14 事業所のうち、8 事業者の 11 事業所において、障害児通所給付費の算定に当たり、定員超過利用減算を適用しておらず、所定の単位数に 100 分の 70 を乗ずることなく算定していた。
- 定員超過利用減算を適用していなかった理由として以下の理由が挙げられた。
 - ① 定員超過利用減算の制度の理解が十分でなかったことから、減算が必要な定員超過利用にはなっていないと誤って判断してしまったため
 - ② 定員超過利用減算の制度については理解していたものの、定員超過利用の状況の確認が十分でなかったことから、減算が必要な定員超過利用にはなっていないと誤って判断してしまったため
 - ③ 定員超過利用減算の制度自体を認識していなかったため
- 厚生労働省において、障害児通所給付費の算定が適正に行われるよう、次のとおり、是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求める。
 - ① 返還手続が未済の事業所に対して、過大に算定されていた障害児通所給付費の返還手続を行わせること。
 - ② 事業者に対して、都道府県等を通じるなどして、定員超過利用減算の適用の要件等について周知徹底すること。
 - ③ 事業者に対して、都道府県等を通じるなどして、確認様式等を示した上で、定員を超過して利用者を受け入れている事業者は、毎月の請求に当たって、当該確認様式等により定員超過利用減算の要否を確認するように周知すること。

障害児通所支援における定員超過利用減算の要件等について

1 事業所における定員超過状況の確認について

児童発達支援事業所、医療型児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所（以下「事業所」という。）においては、以下の定員超過及び定員超過利用減算の要件について改めて確認されたい。

定員を超過して利用者を受け入れている事業所においては、毎月の報酬の請求に当たって、別添の「障害児通所支援事業所における定員超過利用減算対象確認シート」により、定員超過利用減算の算定の要否の確認を行い、定員超過利用減算の算定に遺漏がないようにされたい。

2 定員超過について

(1) 基本原則

事業所は、指定基準（※）において利用定員及び指導訓練室の定員を超えて、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービス（以下「通所支援」という。）の提供を行ってはならないこととしている。

利用定員を超過して障害児に通所支援を行うことは指定基準を満たさないことになるため、事業所においては、利用定員を超過しないよう、障害児の利用する曜日等の調整をするものとする。

（※）児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）

(2) やむを得ない事情がある場合の取扱い

定員超過については、災害、虐待その他のやむを得ない事情（以下「やむを得ない事情」という。）がある場合は、この限りではない。事業所においては、やむを得ない事情が無く利用定員を超過している場合は、速やかに是正を図るよう努めるものとする。

やむを得ない事情がある場合の考え方は、以下のQ&Aも参照するものとする。

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.4(令和3年5月7日)

問 28 定員超過は、指定基準において「災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合」に可能としているが、以下のような理由も「やむを得ない事情」として認められるのか。また、「やむを得ない事情」については、これらの理由のほか、各都道府県等において個別の事情ごとに判断して差し支えないと考えてよいか。

ア 障害の特性や病状等のため欠席しがちで、定期的な利用を見込むことが難しい障害児に継続した支援を行う必要がある場合。

イ 障害児の家庭の状況や、地域資源の状況等から、当該事業所での受け入れをしないと、障害児の福祉を損ねることとなる場合。

(答)

いずれの場合も、「やむを得ない事情」があるものとして差し支えない。また、都道府県等において個別の事情ごとに判断する取扱いも貴見のとおりである。

アのようなケースについては、利用人数が恒常的に利用定員を超えている状態でなければ、速やかに是正を図る必要はない。

イのようなケースについては、既存の利用者が利用をやめる際に、利用人数の調整を行うなどの方法で是正を図れば足りるものとする。

上記Q&Aの「利用人数が恒常的に利用定員を超えている状態」かどうかは、1月における利用児童数（やむを得ない事情がある障害児の数は除く）の合計人数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数を超えるかどうかで判断するものとする。

(例)利用定員 10 人、1月の開所日数が 22 日の場合

・ $10 \text{ 人} \times 22 \text{ 日} = 220 \text{ 人}$ (延べ障害児数)

⇒ 障害の特性や病状等のため欠席しがちで、定期的な利用を見込むことが難しい障害児を受け入れていることで、定員を超過する日があったとしても、当該月の延べ障害児数が 220 人を超えない場合、「利用人数が恒常的に利用定員を超えている状態」には該当しない。

3 定員超過利用減算について

原則、次の(1)及び(2)の範囲の定員超過利用については、適正なサービスの提供が確保されることを前提に可能とする一方、(1)又は(2)の範囲を超える定員超過利用については、定員超過利用減算を行うこととしている。これは適正なサービスの提供を確保するための規定であり、指定障害児通所支援事業所等は、当該範囲を超える過剰な定員超過利用の未然防止を図るよう努めるものとする。

(1) 1日当たりの利用実績による定員超過利用減算の取扱い

① 利用定員 50 人以下の場合

1日の障害児の数（複数のサービス提供単位が設置されている場合にあつては、当該サービス提供単位ごとの障害児の数をいう。以下同じ。）が、利用定員（複数のサービス提供単位が設置されている場合にあつては、当該サービス提供単位ごとの利用定員をいう。以下同じ。）に 100 分の 150 を乗じて得た数を超える場合に、当該 1 日について障害児全員につき減算を行うものとする。

(例1)定員 10 人の場合・・・ $10 \times 1.5 = 15$ 人

- ・ 1日の障害児の数が 15 人 :定員超過利用減算とならない。
- ・ 1日の障害児の数が 16 人 :定員超過利用減算となる。

(例2)定員5人の場合・・・ $5 \times 1.5 = 7.5$ 人→8人(小数点以下切り上げ)

- ・ 1日の障害児の数が8人 :定員超過利用減算とならない。
- ・ 1日の障害児の数が9人 :定員超過利用減算となる。

② 利用定員 51 人以上の場合

1日の障害児の数が、利用定員に、当該利用定員から 50 を差し引いた数に 100 分の 25 を乗じて得た数に、25 を加えた数を加えて得た数を超える場合に、当該 1 日について障害児全員につき減算を行うものとする。

(例)定員 60 人の場合・・・ $60 + (60 - 50) \times 0.25 + 25 = 87.5$ 人→88 人(小数点以下切り上げ)

- ・ 1日の障害児の数が 88 人 :定員超過利用減算とならない。
- ・ 1日の障害児の数が 89 人 :定員超過利用減算となる。

(2) 過去 3 月間の利用実績による定員超過利用減算の取扱い

① 利用定員 12 人以上の場合

直近の過去 3 月間の障害児の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に 100 分の 125 を乗じて得た数を超える場合に、当該 1 月間について障害児全員につき減算を行うものとする。なお、開所日は暦日ではない点に留意する。

(例)利用定員 30 人、1月の開所日数が 22 日の場合

- ・ $30 \times 22 \times 3 = 1,980$ 人
 - ・ $1,980 \times 1.25 = 2,475$ 人(受入可能延べ障害児)
- ⇒ 3月間の総延べ障害児数が 2,475 人を超える場合に減算となる。

② 利用定員 11 人以下の場合

直近の過去 3 月間の利用者の延べ数が、利用定員に 3 を加えて得た数に開所日数を乗じて得た数を超える場合に減算を行うものとする。

(例)利用定員 10 人、1月の開所日数が 22 日の場合

- ・ $(10 + 3) \times 22 \times 3 = 858$ 人(受入可能延べ障害児)
- ⇒ 3月間の総延べ障害児数が 858 人を超える場合に減算となる。

(3) 多機能型事業所等における定員超過利用減算の取扱い

多機能型事業所における 1 日当たりの利用実績による定員超過利用減算及び過去 3 月間の利用実績による定員超過利用減算については、(1) 及び (2) と同様とする。

ただし、当該多機能型事業所が行う複数のサービスごとに利用定員を定めている場合にあつては、当該サービスごとに、当該利用定員を超える受入れ可能人数を算出するものとする。

(例1) 利用定員 30 人の多機能型事業所(児童発達支援の利用定員 10 人、生活介護の利用定員 20 人)の場合の1日当たりの利用実績による定員超過利用減算

- 児童発達支援・・・10 人×1.5=15 人
 - ・ 1日の障害児の数が 15 人 : 定員超過利用減算とならない。
 - ・ 1日の障害児の数が 16 人 : 定員超過利用減算となる。(児童発達支援のみ)
- 生活介護・・・20 人×1.5=30 人
 - ・ 1日の障害者の数が 30 人 : 定員超過利用減算とならない。
 - ・ 1日の障害者の数が 31 人 : 定員超過利用減算となる。(生活介護のみ)

(例2) 利用定員 30 人、1月の開所日数が 22 日の多機能型事業所(児童発達支援の利用定員 10 人、生活介護の利用定員 20 人)の場合の過去3月間の利用実績による定員超過利用減算

- 児童発達支援
 - ・ 10 人×22 日×3月=660 人
 - ・ 660 人×125%=825 人(受入可能延べ障害児数)
 - ⇒ 3月間の総延べ障害児数が 825 人を超える場合、児童発達支援は減算となる。
- 生活介護
 - ・ 20 人×22 日×3月=1,320 人
 - ・ 1,320 人×125%=1,650 人(受入可能延べ障害者数)
 - ⇒ 3月間の総延べ障害者数が 1,650 人を超える場合、生活介護は減算となる。

(4) やむを得ない事由により障害児の数から除外するときの取扱い

(1) から (3) における障害児の数の算定に当たり、災害等やむを得ない事由により受け入れる障害児は除くことができるものとする。

なお、2の(2)に記載したQ&Aにおける「障害の特性や病状等のため欠席しがちで、定期的な利用を見込むことが難しい障害児」は、この取扱いの対象とはならない点に留意されたい(欠席しがちであっても、利用をする場合は障害児の数として計上する)。

※ (1) ~ (4) の計算の過程において、小数点以下の端数が生じる場合については、小数点以下を切り上げるものとする。

(5) 定員超過利用の前提となる適正なサービス提供について

定員超過利用を可能とする前提となる「適正なサービスの提供」について、具体的な取扱いは以下のとおりとしている点に留意すること。

なお、人員基準等を満たしている場合でも、(1) 又は (2) の範囲を超える定員超過利用については、定員超過利用減算を行う必要がある点にも留意すること。

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL. 4 (令和3年5月7日)

問 26 報酬告示の留意事項通知において、「利用定員を上回る障害児を利用させているいわゆる定員超過利用について、原則、次の範囲の定員超過利用については、適正なサービスが確保されることを前提に可能とする」とあるが、適正なサービスが確保されているかどうかはどのように考えるのか。

(答)

実際の利用人数に応じた人員基準や設備基準を満たしていること(例:利用人数が12人の場合、児童指導員又は保育士を3人配置すること)を想定している。

なお、災害の直後に必要な児童指導員等の確保ができない場合等合理的な理由が認められる場合は、利用定員に応じた人員基準（例：利用定員 10 人の場合で 12 人利用するときに、児童指導員又は保育士を 2 人配置）のまま定員超過することもやむを得ないものとする。

障害児通所支援事業所における定員超過利用減算対象確認シート

令和 年度分

- 定員超過利用減算は過去3ヶ月分の利用状況により算出するため、定員超過が生じた場合、当該月の前後2ヶ月についても利用者数等を入力すること。
- ※ 例えば、4月に定員超過が生じたときは、2月、3月、5月、6月にも入力が必要。前年度の2月に定員超過が生じたときは、1月、3月、4月にも入力が必要（欄が無い前年度12月以前は記入不要）。
- ※ 本シートを作成する「定員超過が生じた場合」は、1日でも利用定員を超過した日があるときも含み、また、災害等やむを得ない事由により定員超過となっている場合も含めるものとする。
- 本様式により定員超過利用減算の算定が不要と確認した月であっても、当該月のうち、1日に利用定員の150%を超えるなど一定の範囲を超えて障害児を受け入れた日がある場合には、当該日について定員超過利用減算の算定が必要となる点に留意すること。

事業所名	
提供サービス名	
提供単位(単位分けを行っている場合のみ記入)	

水色のセルに入力してください。
(色のないセルは自動入力です。)

★ 数字の入力方法や、⑥に表示される用語の意味については、「記載例・表示内容の説明」のシートもご確認ください。

	前年度			令和 0 年度												
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
① 延べ利用者数(人) (注1)																
② 過去3月間の延べ利用者数(人)				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
③ 利用定員(人)																
④ 開所日数(日)																
⑤ 利用定員×開所日数 (③×④)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑥ 受入可能延べ利用者数(人) (注2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑦ 過去3月間の受入可能延べ利用者の合計数(人)				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑧ 定員超過利用減算の算定の要否 (②>⑦=減算必要)				error	error	error	error	error	error	error	error	error	error	error	error	error

(注1) 災害等やむを得ない事由により受け入れられる障害児は、①の人数から除くことができる。ただし、「障害の特性や病状等のため欠席しがちで、定期的な利用を見込むことが難しい障害児」は、この取扱いの対象とはならない点に留意されたい(欠席しがちであっても、利用をする場合は障害児の数として計上する)。

(注2) 利用定員が12人以上の場合:「⑤×(125/100)」、「11人以下の場合: (③+3)×④」

記載例・表示内容の説明

障害児通所支援事業所における定員超過利用減算対象確認シート

令和 4 年度分

年度を入力してください。

- 定員超過利用減算は過去3ヶ月分の利用状況により算出するため、定員超過が生じた場合、当該月の前後2ヶ月についても利用者数等を入力すること。
※ 例えば、4月に定員超過が生じたときは、2月、3月、5月、6月にも入力が必要。前年度の2月に定員超過が生じたときは、1月、3月、4月に入力が必要（欄が無い前年度12月以前は記入不要）。
※ 本シートを作成する「定員超過が生じた場合」は、1日でも利用定員を超過した日があるときも含み、また、災害等やむを得ない事由により定員超過となっている場合も含めるものとする。
- 本様式により定員超過利用減算の算定が不要と確認した月であっても、当該月のうち、1日に利用定員の150%を超えるなど一定の範囲を超えて障害児を受け入れた日がある場合には、当該日について定員超過利用減算の算定が必要となる点に留意すること。

- ・ 4月だけ定員超過が生じた場合は、6月まで入力した時点で下のような表になります。
- ・ この例では、5月・6月で、②「過去3ヶ月間の延べ利用者数」が、⑦「過去3ヶ月間の受入可能延べ利用者の合計数」を超えるので、5月と6月の⑧の欄に、「減算必要」と表示されています。そのため、5月と6月は、定員超過利用減算を算定する必要があります。
- ・ 7月は、②が⑦の数字を超えていないので、⑧の欄に、「減算不要」と表示されます。7月は、定員超過利用減算を算定する必要はありません。

事業所名	〇〇事業所											
提供サービス名	児童発達支援及び放課後等デイサービス(多機能型)											
提供単位(単位分けを行っている場合のみ記入)	単位1											

水色のセルに入力してください。(色のないセルは自動入力です。)

★ 数字の入力方法や、⑧に表示される用語の意味については、「記載例・説明」のシートもご確認ください。

	令和 4 年度																	
	前年度			1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
① 延べ利用者数(人) (注1)				200	200	200	400	190	190	190								
② 過去3ヶ月間の延べ利用者数(人)							400	800	790	780	380	190	0	0	0	0	0	0
③ 利用定員(人)				10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
④ 開所日数(日)				20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20
⑤ 利用定員×開所日数 (③×④)				0	200	200	200	200	200	200	0	0	0	0	0	0	0	0
⑥ 受入可能延べ利用者数(人) (注2)				0	260	260	260	260	260	260	0	0	0	0	0	0	0	0
⑦ 過去3ヶ月間の受入可能延べ利用者の合計数(人)							520	780	780	780	520	260	0	0	0	0	0	0
⑧ 定員超過利用減算の算定の要否 (②>⑦=減算必要)							error	減算必要	減算必要	減算不要	error	error	error	error	error	error	error	error

単位分けを行っている場合、単位の名称を入力してください。事業所で単位の名称を定めていない場合は、どの単位のシートかが分かるよう、適宜名称を設定してください。(「単位1」などの名称でも構いません。)

①の前三月の数字を合計して、表示しています。

⑥の前三月の数字を合計して、表示しています。

減算の要否を判定する上で必要な前三月の数字(①、③、④の欄)が全て入力されない場合、「error」が表示されたままになります。

①、③、④の欄の数字を入力しないと、減算の要否が正しく表示されません。入力漏れがないようにしてください。

(注1) 災害等やむを得ない事由により受け入れられる障害児は、①の人数から除くことができる。ただし、「障害の特性や病状等のため欠席しがちで、定期的な利用を見込むことが難しい障害児」は、この取扱いの対象とはならない点に留意されたい(欠席しがちであっても、利用をする場合は障害児の数として計上する)。

(注2) 利用定員が12人以上の場合:「⑤×(125/100)」、「11人以下の場合: (③+3)×④」

欠席時対応加算の取扱いについて

【報酬告示・留意事項通知】

報酬告示（第1の7）	留意事項通知（第二の2（1）⑪）
<p>指定児童発達支援事業所等において指定児童発達支援等を利用する障害児が、あらかじめ当該指定児童発達支援事業所等の利用を予定した日に、急病等によりその利用を中止した場合において、<u>指定児童発達支援事業所等従業者が</u>、障害児又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該障害児の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定する。</p>	<p>報酬告示第1の7の欠席時対応加算については、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>（一）加算の算定に当たっては、<u>急病等によりその利用を中止した日の前々日、前日又は当日に中止の連絡があった場合</u>について算定可能とする。</p> <p>（二）「障害児又はその家族等との連絡調整その他の相談支援を行う」とは、<u>電話等により当該障害児の状況を確認し、引き続き当該指定児童発達支援等の利用を促すなどの相談援助を行うとともに、当該相談援助の内容を記録することであり、直接の面会や自宅への訪問等を要しない。</u></p>

※上記は、児童発達の規定であるが、他の障害児通所支援事業も同様。

【加算算定の留意点】

- 欠席時対応加算は、利用を予定していた障害児が、急病等の理由により、利用を中止した場合において、障害児、家族等との連絡調整を行うとともに、引き続き事業所の利用を促すなどの相談援助を行うことを要するため、欠席に対応する相談援助が行われていないときは、加算の算定はできない。

（例）開所日が月曜日～金曜日の事業所の場合

月曜日に今週1週間休むと連絡があり、相談援助等を行い記録した。							火曜日は連絡がなく、水曜日に再度利用者から欠席の連絡があり、相談援助等を行い記録した。
曜	日	月	火	水	木	金	
欠席時対応加算	○	×	○	×	×	×	

木曜日にも利用者から欠席の連絡があり、相談援助等を行い記録した。

月曜日 ⇒ 算定可

火曜日 ⇒ 相談援助等を行っていないことから算定不可

水曜日 ⇒ 最初の連絡が前々日に当たること、相談援助等を行っていることから算定可

木曜日 ⇒ 前々日より前から利用が中止されることが判明しているため算定不可

金曜日 ⇒ 算定不可

○ 報酬告示及び留意事項通知の要件を満たしていることが確認できる記録をすること

- ・ 欠席連絡のあった日時（加算算定の起算日の確認）
- ・ 連絡してきた相手（報酬告示に障害児又はその家族等とあることからその事実確認）
- ・ 連絡を受けた対応者（当該事業所の従業者が相談援助を行うことを要するため、専従の管理者や別事業所の従業者が対応した場合は加算の算定不可）
- ・ 欠席の理由（あらかじめ予定されていた欠席か、急な欠席かどうか事実確認）
- ・ 当日の利用者の状況（相談援助の前提として事実確認）
- ・ 次回の利用日（休む期間の確認）
- ・ 相談援助の具体的内容（相談援助を行った場合加算できるものであることからその事実確認）

児童福祉法等の一部を改正する法律の概要

改正の趣旨

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う。

改正の概要

1. 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充 〔児童福祉法、母子保健法〕

- ①市区町村は、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援等を行うことも家庭センター（※）の設置や、身近な子育て支援の場（保育所等）における相談機関の整備に努める。子ども家庭センターは、支援を要する子どもや妊産婦等への支援計画（サポートプラン）を作成する。
※子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを見直し。
- ②訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等を行う事業をそれぞれ新設する。これらを含む家庭支援の事業について市区町村が必要に応じ利用勧奨・措置を実施する。
- ③児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことの明確化や、障害種別にかかわらず障害児を支援できるよう児童発達支援の種類（福祉型、医療型）の一元化を行う。

2. 一時保護所及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上 〔児童福祉法〕

- ①一時保護所の設備・運営基準を策定して一時保護所の環境改善を図る。児童相談所による支援の強化として、民間との協働による親子再統合の事業の実施や、一親支援センターの児童福祉施設としての位置づけ等を行う。
困難を抱える妊産婦等に一時的な住居や食事提供、その後の養育等に係る情報提供等を行う事業を創設する。

3. 社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化 〔児童福祉法〕

- ①児童自立生活援助の年齢による一律の利用制限を弾力化する。社会的養育経験者等を通所や訪問等により支援する拠点を設置する事業を創設する。
- ②障害児入所施設の入所児童等が地域生活等へ移行する際の調整の責任主体（都道府県・政令市）を明確化するとともに、22歳までの入所継続を可能とする。

4. 児童の意見聴取等の仕組みの整備 〔児童福祉法〕

児童相談所等は入所措置や一時保護等の際に児童の最善の利益を考慮しつつ、児童の意見・意向を勘案して措置を行うため、児童の意見聴取等の措置を講ずることとする。都道府県は児童の意見・意向表明や権利擁護に向けた必要な環境整備を行う。

5. 一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入 〔児童福祉法〕

児童相談所が一時保護を開始する際に、親権者等が同意した場合等を除き、事前又は保護開始から7日以内に裁判官に一時保護状を請求する等の手続を設ける。

6. 子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上 〔児童福祉法〕

児童虐待を受けた児童の保護等の専門的な対応を要する事項について十分な知識・技術を有する者を新たに児童福祉司の任用要件に追加する。

※当該規定に基づいて、子ども家庭福祉の実務経験者向けの認定資格を導入する。

※認定資格の取得状況等を勘案するとともに、業務内容や必要な専門知識・技術、教育課程の明確化、養成体制や資格取得者の雇用機会の確保、といった環境を整備しつつ、その能力を発揮して働くことができる組織及び資格の在り方について、国家資格を含め、施行後2年を目途として検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

7. 児童をわいせつ行為から守る環境整備（性犯罪歴等の証明を求める仕組み（日本版DBS）の導入に先駆けた取組強化） 〔児童福祉法〕

児童にわいせつ行為を行った保育士の資格管理の厳格化を行うとともに、ベビーシッター等に対する事業停止命令等の情報の公表や共有を可能とするほか、所要の改正を行う。

施行期日

令和6年4月1日（ただし、5は公布後3年以内で政令で定める日、7の一部は公布後3月を経過した日、令和5年4月1日又は公布後2年以内で政令で定める日）

児童発達支援センターの役割・機能の強化（1. ③関係）

<制度の現状>

- 主に未就学の障害児の発達支援を行う「児童発達支援センター」については、地域における中核的役割を果たすことが期待されているが、果たすべき機能や、一般の「児童発達支援事業所」との役割分担が明確でない。
- 障害児通所支援については、平成24年の法改正において、障害児や家族にとって身近な地域で必要な発達支援を受けられるよう、障害種別毎に分かれていた給付体系をできる限り一元化した¹²¹が、児童発達支援センターは「福祉型」と「医療型」（肢体不自由児を対象）に分かれ、障害種別による類型となっている。

<改正の内容>

- ① 児童発達支援センターが、地域における障害児支援の中核的役割を担うことを明確化する。

⇒ これにより、多様な障害のある子どもや家庭環境等に困難を抱えた子ども等に対し、適切な発達支援の提供につなげるとともに、地域全体の障害児支援の質の底上げを図る。

<「中核的役割」として明確化する具体的な役割・機能のイメージ>

- ① 幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能
- ② 地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能（支援内容等の助言・援助機能）
- ③ 地域のインクルージョン推進の中核としての機能
- ④ 地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能

121

- ② 児童発達支援センターの類型（福祉型・医療型）の一元化を行う。

⇒ これにより、障害種別にかかわらず、身近な地域で必要な発達支援を受けられるようにする。

【現 行】

児童発達支援

7,852か所

【対象】 全ての障害児
【支援内容】 福祉的支援

医療型児童発達支援

【対象】 肢体不自由児
【支援内容】 福祉的支援 + 治療（リハビリテーション）

福祉型児童発達支援センター

642か所

その他の児童発達支援事業所

医療型児童発達支援センター

95か所

一元化

【改正後】

児童発達支援

児童発達支援センター

【対象】 全ての障害児

【支援内容】 福祉的支援（+ 肢体不自由児の治療（*））

* これまで医療型で行ってきた治療（リハビリテーション）は引き続き実施可能

その他の児童発達支援事業所

※福祉型と医療型を「児童発達支援センター」に一元化

※ か所数は令和2年10月時点。児童発達支援は国保連データ、福祉型及び医療型の児童発達支援センターは社会福祉施設等調査によるか所数。

放課後等デイサービスの対象児童の見直し

○ 放課後等デイサービスについては、「学校教育法（昭和22年法律第26号）第一条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している障害児」を対象としており、義務教育終了後の年齢層（15～17歳）で、高校ではなく、専修学校・各種学校へ通学している障害児は利用することができない。そうした子ども達の中には、学校終了後や休日に発達支援を特段に必要とせず自立的に過ごすことができる場合もあれば、障害の状態・発達段階や家庭環境等により発達支援を必要とする場合もある。

○ このため、専修学校・各種学校へ通学している障害児であっても、障害の状態・発達段階や家庭環境等の状況から、学校終了後や休日に自立的に過ごすことが難しく、放課後等デイサービスによる発達支援を必要とするものとして、市町村長が認める場合には、放課後等デイサービスの給付決定を行うことを可能とする。

※ 本件は、平成30年地方分権改革推進提案における自治体の提案を踏まえたもの。

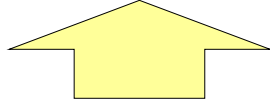
※ 施行期日：令和6年4月1日

見直しの内容

122

現行

- 学校教育法第1条に規定する学校（幼稚園・大学を除く）
 - ・小学校
 - ・中学校
 - ・高校
 - ・特別支援学校



見直し後

- 学校教育法第1条に規定する学校（幼稚園・大学を除く）
 - ・小学校
 - ・中学校
 - ・高校
 - ・特別支援学校



- ・専修学校
- ・各種学校

対象者のイメージ

- 障害の状態・発達段階や家庭環境等の状況から、学校終了後や休日に自立的に過ごすことが難しく、放課後等デイサービスによる発達支援を必要とするものとして、市町村長が認める場合

障害児入所施設からの円滑な移行調整の枠組みの構築（3. ②関係）

＜制度の現状＞

○ 平成24年施行の児童福祉法改正において、当時、障害児入所施設に入所できていた18歳以上の障害者については、改正後は大人として相応しい、より適切な支援を行っていくため、障害者施策で対応することとされたが、移行調整が十分進まず、18歳以上の者が障害児入所施設に留まっている状況がある。

＜改正の内容＞

① 障害児入所施設から成人としての生活への移行調整の責任主体（都道府県及び政令市）を明確化する。

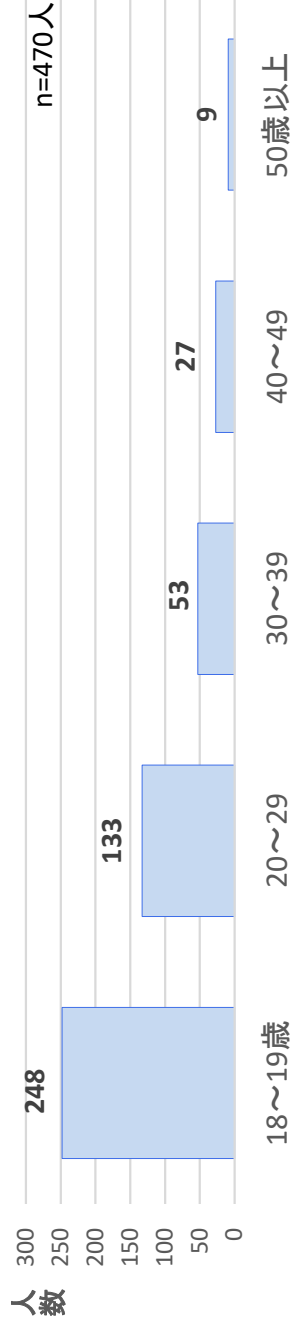
＜都道府県・政令市が取り組む内容＞

- ① 関係者との協議の場を設ける
- ② 移行調整及び地域資源の整備等に関する総合的な調整を行う 等

② 一定年齢以上の入所で移行可能な状態に至っていない場合や、強度行動障害等が18歳近くになって強く顕在化してきたような場合等に十分配慮する必要があることから、**22歳満了時（入所の時期として最も遅い18歳直前から起算して5年間の期間）までの入所継続を可能とする。**

（注）現行法において入所できる児童の年齢は原則18歳未満。20歳未満まで入所の延長が可能。

【福祉型障害児入所施設に入所中の18歳以上で移行先が決定していない者の現状（年代別）】



出典：厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課
障害児・発達障害者支援室調べ（令和3年3月31日時点）

※1 移行先が決まっているため、令和3年度中に退所予定の者を除く

※2 470人（過齢児）のうち、22歳までの者は313人（うち19歳以下の者248人、20歳～22歳の者は65人）、23歳以上の者は157人。

※ 18歳以上で移行先が決定していない者については、令和3年12月に都道府県・政令市等に対し、①地域のグループホーム等への移行調整や、②児者転換（障害児入所施設から障害者支援施設への転換）、③児者併設（障害児入所施設を分割した一方を障害者支援施設として併設）等の対応を加速するよう手引きを示し、取組を進めている。

こども家庭庁の必要性、目指すもの

- ◆ こどももなかなか社会の実現に向けて、常にこどもの視点に立って、こども政策に強力かつ専一に取り組む独立した行政組織として、こどもと家庭の福祉の増進・保健の向上等の支援、こどもの権利利益の擁護を任務とするこども家庭庁を創設
- ◆ 内部組織は、司令塔部門、成育部門、支援部門、3部門体制として、移管する定員を大幅に上回る体制を目指す。
- ◆ こどもにとって必要不可欠な教育は文部科学省の下で充実、こども家庭庁と文部科学省が密接に連携

強い司令塔機能

- ◆ 総理直属の機関として、内閣府の外局とし、一元的に企画・立案・総合調整（内閣補助事務）
- ◆ 各省大臣に対する勧告権等を有する大臣を必置化
- ◆ 総理を長とする閣僚会議を一体的に運営、大綱を一体的に作成・推進

法律・事務の移管・共管・関与

- ◆ 主としてこどもの福祉・保健等を目的とするものは移管
〔内閣府の子ども・若者育成支援及び子どもの貧困対策に関する事務や子ども・子育て本部が所掌する事務、文部科学省の災害共済給付に関する事務、厚生労働省の子ども家庭局が所掌する事務や障害児支援に関する事務などを移管〕
- ◆ こどもの福祉・保健等とそれ以外の政策分野を含まれているものは共管
- ◆ 国民全体の教育の振興等を目的とするものは、関係府省庁の所管としつつ、個別作用法に具体的な関与を規定するほか、総合調整

新規の政策課題や隙間事案への対応

- ◆ 各省庁の間で抜け落ちることがないよう必要な取組を行うとともに、新規の政策課題に取り組む

体制と主な事務

企画立案・総合調整部門

- こどもの視点、子育て当事者の視点に立った政策の企画立案・総合調整
- 必要な支援を必要な人に届けるための情報発信や広報等
- データ・統計を活用したエビデンスに基づく政策立案と実践、評価、改善

成育部門

- 妊娠・出産の支援、母子保健、成育医療等
- 就学前の全てのこどもの育ちの保障
（幼稚園教育要領、保育所保育指針の双方を文部科学省とともに策定（共同告示）など）
- 相談対応や情報提供の充実、全てのこどもの居場所づくり
- こどもの安全

支援部門

- 様々な困難を抱えるこどもや家庭に対する年齢や制度の壁を克服した切れ目ない包括的支援
- 児童虐待防止対策の強化、社会的養護の充実及び自立支援
- こどもの貧困対策、ひとり親家庭の支援
- 障害児支援
- いじめ防止を担い文部科学省と連携して施策を推進 など

こども家庭庁組織体制の概要

令和4年12月23日
※ 組織の名称は仮称

1. 概要

- こども家庭庁の内部組織は、長官官房、こども成育局及びこども支援局の1官房2局体制で発足。
- 定員については、内部部局が350名、施設等機関が80名、合計430名を確保。

	内部部局			施設等機関 (国立児童自立支援施設)			合計
	長官官房	こども成育局	こども支援局	計	武蔵野学院	きぬ川学院	
定員数	97名	160名	93名	350名	44名	36名	80名
5年度増員等分	—	—	—	+42名	—	—	+1名

(※) 内部部局の定員数(350名)の内訳は、既存定員(事務移管分)208名+4年度増員分100名+5年度増員等分42名となっている。

- 機構については、**指定職：長官、官房長、こども成育局長、こども支援局長、こども成育局担当、審議官(こども成育局担当)、審議官(こども支援局担当)** ※、**課長・参事官14、室長・企画官11で構成【別紙参照】**。 ※この外、**審議官(総合政策等担当)**《充て職・3年時限》を常駐併任で配置

2. 主な組織構成

25

長官官房 (企画立案・総合調整部門)

- 長官、官房長、総務課長、参事官(会計担当)、参事官(総合政策担当)
- こどもの視点、子育て当事者の視点に立った政策の企画立案・総合調整(こども大綱の策定、少子化対策、少子化対策、こどもの意見聴取と政策への反映等)
- 必要な支援を必要な人に届けるための情報発信や広報等
- データ・統計を活用したエビデンスに基づき政策立案と実践、評価、改善 など

こども成育局

- 局長、審議官、総務課長外5課長・1参事官
- 妊娠・出産の支援、母子保健、成育医療等基本方針の策定
- 就学前の全てのこどもの育ちの保障(幼稚園教育要領、保育所保育指針の双方を文部科学省とともに策定(共同告示)など)
- 相談対応や情報提供の充実、全てのこどもの居場所づくり
- こどもの安全 など

こども支援局

- 局長、審議官、総務課長外3課長
- 様々な困難を抱えるこどもや家庭に対する年齢や制度の壁を克服した切れ目ない包括的支援
- 児童虐待防止対策の強化、社会的養護の充実及び自立支援
- こどもの貧困対策、ひとり親家庭の支援
- 障害児支援
- いじめ防止を担い文部科学省と連携して施策を推進 など

こども家庭庁関連予算の基本姿勢

こども家庭庁関連予算の要求・編成に当たっては、以下の5つの基本姿勢を踏まえ行っていく。

1. こども政策は国の未来への投資であり、こどもへの投資の最重要の柱である。その実現のためには将来世代につけをまわさないように、安定財源を確実に確保する。
2. 単年度だけではなく、複数年度で戦略的に考えていく。
3. こどもの視点に立ち施策を立案し、国民に分かりやすい目標を設定して進める。
4. こども家庭庁の初年度にふさわしく、制度や組織による縦割りの狭間に陥っていた問題に横断的に取り組む。
5. 支援を求めているこどもの声を聴き、支援を求めている者にはしっかりと届ける。

〇年齢や制度の壁を克服した切れ目ない包括的支援イメージ

